

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めること

○議長（阿部六平君） 日程第1、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第35条の7については、条文規定の整理による改正であります。

4ページをお開きください。

第54条第5項については、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置及び独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産税に係る固定資産税の非課税措置の廃止に伴う改正であります。

5ページをお開きください。

第119条第4項については、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置の廃止に伴う改正であります。

6ページをお開きください。

6ページから9ページまでの第140条の3第141条の5及び145条については、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り当該移行したものを含めて算定することとしている措置を恒久化する改正及び国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する処理に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずる改正であります。

9ページをお開きください。

附則第7条の4については、条文規定の整理による改正であります。

10ページをお開きください。

附則第10条の2第2項については、地方税法附則第15条第5項の規定を廃止したための項の繰り上げであります。

附則第10条の2第3項については、本年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定倉庫について固定資産税の課税標準を締結後5年度の間はその価格に3分の2を乗じて得た額とする特例措置を講ずる改正であります。

11ページをお開きください。

附則第1条において、本条例は本年4月1日から施行することとしております。

第2条は、固定資産税に関する経過措置であります。

第3条は、国民健康保険税に関する経過措置であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第2 報告第5号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第5号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第5号損害賠償額の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分表をお開きください。

1、損害賠償の相手方は、岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里2丁目71番地大槌町吉里吉里第5仮設団地1-2、木村孝幸であります。

2、損害賠償の額は2万6,409円であります。

3、示談の内容は、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないということとしております。

4、損害賠償の原因は、一括提案の際ご説明申し上げておりますので省略させていただきます。なお、専決処分日は平成25年5月9日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号を終わります。

○

日程第3 報告第6号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第6号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第6号損害賠償額の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分表をお開きください。

1、損害賠償の相手方は、岩手県釜石市新町6番50号、沿岸広域振興局であります。

2、損害賠償の額は39万9,000円であります。

3、示談の内容は、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないとしております。

4、損害賠償の原因は、一括提案の際ご説明申し上げておりますので省略させていただきます。なお、専決処分日は平成25年5月20日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 報告5号とも関連するんですけども、5号のほうは事故日が2月で今回のは12月で、専決処分が2月より遅れて5月20日となっておりますが、その辺の理由をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤舘和彦君） 今回の件に関しては12月の発生した事故です。そのトンネルの中の排水盤というのを交換したのですが、それは特注品でちょっと時間がかかる。それでその修理に時間を要したということで確定してから専決しますので、5月になったという状況でございます。その他についても修理のめどがたってから示談をしますので、そういった時期があるということになります。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） このごろ損害賠償の専決処分がちょっと多いような感じがします。やはり職員の疲労とかそういうところからちょっと注意が欠けた状態でこういう事故が起きているんじゃないかなと、私はこう思っておりますが、その辺を当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） やはり交通安全ということは、いろいろと喚起をしていますが、やはりなれない場所でのところもありますし、やはりちょっとした不注意からということもございます。きちんとその辺は職員に徹底しながら交通安全をしっかりと徹底してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 義正議員と関連しますけれど、今回のこの39万9,000円、公用車のほうもかなり傷んだと思うんですけども、その修理状況をわかるのであれば教えてくださいたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤舘和彦君） これはプリウスで事故に遭ったのですが、それについては廃車しました。ということで、そのトンネルにぶつかったということで結構損傷が大きいということですね、それで共済のほうともその話はしているのですが、修理代で大体155万ぐらいかかると、そういったことで修理したほうが安いのか、その共済責任額ってその車両の価値のほうが高いかということになるんですが、共済責任額で大体140万ぐらい、修理すると155万かかるということで今回については廃車して140万のほうは共済のほうからいただいているという状況で、これは廃車になってございます。ただ、それを直して使うということもあるのですが、ただそれぐらい大きな損傷を受けた車を直してやった後で、その後で不具合とかそれから故障とかそういった部分が出た場合困るということもあるので、今回については廃車にしております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 一般的な個人保険であれば、そういう任意保険等を使った場合、次年度にその掛け金が跳ね上がってくると、等級にもよるんでしょうけれど、こういうふうに今回3件の車両の事故の関係が報告になっていますけれど、役場のこの保険関係はそういう保険を使った場合、次年度のその掛け金のアップというかそういうのも当然あると思うんですけど、そこら辺どうですかね。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤舘和彦君） それについては特になし、なかったと承知しております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 先ほどの答弁では、150万相当の車が廃車になったということでもったいないなと思うんですけど、そこでこれは役場だからこういうことになるかと思うんですけど、例えば民間であれば当然その起こしたくない事故でもそれなりのその社員にも応分の負担といたしますか、その責任というのが出てくるやに聞いております。起こしたくて起こした事故じゃないんで、そこらへんは職員に責任を負わせるのも酷かなと思うんですけど、その損害賠償が少ないからいいんだ、多ければじゃあどうするのかなど、その責任の所在をやはりちゃんと認識させた上で今後のこの事故の防止策等に役立てていったほうがいいと思うし、もちろんその方法もとっていると思うんですけど、そこら辺どのように今やっておりますか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員そのとおりのお話だと思います。やはり注意をしっかりと促すことが必要だと思います。本人からの状況等も聞きながら、その状況がどうだったのかということは確認をしております。やはりこの事案につきましては、やはり雪が降っていたということも含めて、全体的にやはり操作を誤ったものとは思いつつもやはり状況がその責任に多くかかるものではないという判断で注意という形だけしております。また、ほかの場所につきましても同じように本人からの聞き取りをしながら、確実に次ないようにということで、注意をしております。

○13番（阿部義正君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
以上で、報告第6号を終わります。

○

日程第4 報告第7号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第4、報告第7号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第7号損害賠償額の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分表をお開きください。

1、損害賠償の相手方は、宮城県仙台市青葉区本町2丁目11番33号、株式会社トヨタレンタリース宮城であります。

2、損害賠償の額は19万6,800円であります。

3、示談の内容は、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないとしております。

4、損害賠償の原因につきましては、一括提案の際ご説明申し上げておりますので省略いたします。なお、専決処分日は平成25年5月23日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号を終わります。

○

日程第5 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第5、報告第8号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第8号繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成24年度において議決を得た繰越明許費のうち、補助金や交付金の決定時期、事業や工期が翌年度に及ぶことなどにより23件で総額97億5,730万1,000円を平成25年度に繰り越すものであります。

それでは、繰り越し計算書をお開きください。

款、項、事業名及び翌年度繰越額を読み上げます。なお、款及び項が同じ事業については、款及び項を省略の上、事業名及び翌年度繰越額を読み上げます。

2款総務費1項総務管理費、無線システム普及支援事業補助金371万円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、介護サービス等施設整備臨時特例事業補助金3,000万円。

4 款衛生費 2 項清掃費、災害廃棄物処理事業21億3,735万円。

6 款農林水産業費 3 項水産業費、共同利用漁船等復旧支援対策事業 5 億9,957万1,000円。水産業経営基盤復旧支援事業4,053万8,000円。水産業共同利用施設復旧整備事業16億6,672万5,000円。漁業集落防災機能強化事業2,552万5,000円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業 5 億173万3,000円。8 款土木費 4 項都市計画費、防災集団移転促進事業10億円。都市計画道路町方大ヶ口線整備事業1,519万8,000円。(仮称)大ヶ口大橋整備事業2,391万8,000円。津波復興拠点整備事業8,448万1,000円。復興まちづくり計画策定支援コーディネート事業700万円。都市再生区画整理事業10億240万5,000円。

次のページをお開きください。

都市公園基本構想策定事業2,000万円。8 款土木費 5 項住宅費、災害公営住宅整備事業22億9,800万円。

9 款消防費 1 項消防費、消防防災設備災害復旧事業481万7,000円。大槌消防庁舎建設事業500万円。桜木町地区避難路避難場所整備事業1,107万円。

10 款教育費 2 項小学校費、仮設小中学校グラウンド整備事業529万2,000円。太陽光発電設備等整備事業2,605万円。10 款教育費 3 項中学校費、太陽光発電設備等整備事業2,605万円。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業 2 億2,286万8,000円。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。

○7番(小松則明君) 議長、これは款で質問3回ですか。款で3回ですか、全体で3回ですか。

○議長(阿部六平君) 款で3。小松君。

○7番(小松則明君) 私は8 款の都市計画費防災集団移転促進事業ということで、これきのうに引き続きというような感じで、少し話はずれるのかな、そうじゃないのかなと。次の都市計画のほうの町方のほうにも関係していることです。

きのう、大槌をつくる業者、移転場所でも町方でもこれひっくるめて、大槌町がこれ

から変わろうとするものの仕事の従事する人たち、その中で中身について問うていったら、大槌町はこういう業者がつくるべきじゃないかという話をしている中で、それをここでいえば官製談合になると言われたが。ではですよ、公募を出す前にその内容をつくったのは誰ですか。その内容を私たちは知らないんですよ。それに対して私たちが聞いてそれは談合のものだとか、そういう言われるのは不謹慎であるが、これに対してお答えください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 官製談合という発言でございますけれども、これは官側が業者を選別してどの業者を選ぶというようなことは官製談合であるというような内容だと。

それから、今回のCM方式に関しましてはそれぞれのその評価、今回は総合評価方式をとっておりますので、それぞれの評価項目をUR、町ということで出しております、これについては公募をする段階で全てホームページのほうで公表してございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 私はね、そういうことを言っているんじゃないんです。文章を最初からつくったのはじゃあ誰やと。私たちがその内容には入っていませんよ、それをつくったのは町の職員といろんな方々でしょう。その人たちはじゃあ誰ですかって、そこまで私は聞きたくありませんよ。もしあれだったら後で提示のための手続をとってもいいんですけれども。議員はこれからこの町をつくるために、その大槌に残っている人たち、お金をそこで仕事をして残れる人、人口流出をしないために私たちは聞いているんですよ。そのために町が話す、それで町がそういう業者がなってほしい、それはだめだとか、文章的な話じゃないんです、この記載の部分で、文章だけでしゃべるんだばほかのどこに行っても言いなさいよ。あの光景見ているでしょう、みんな。だから法律も平時のときの法律じゃないんだよ、ここは。（「そうだ、そのとおりだ」の声あり）だからうちらは、心を出してまちづくりをしましょうって言うだけの話で、そういうことまで言われたら議員って何なんですか。何も言われないう、本当に。本当にきのうは私腹立ってね、昔はそういうことだってみんなみそぎを私もしましたよ、だからそういうことあってはならないと思っている。ならないと思っているからこそ、私はそれでもまちをつくるために言っているんですからね。後で議員の皆さんから聞いてどうしたらいいか、そのことに対しては相談しますけれども。誠意をもって町長は言いました、町のことを考えてのためにやりたいと、言っちゃだめだったんですかそれは。もう一度

聞きます。それ言っちゃだめだったんですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとまだ誤解があるようでございますけれども、今総合評価方式というのはどういった項目を評価するかというもので、何点それについて加点するかということについてまで全て公表してございます。

それから町をつくるという提案でございますけれども、これを提案するのは業者でございまして。町のほうでそれを提案して押しつけるものではございません。あくまでもそれぞれの業者が提案したものを評価して業者を選定するというような方式でございまして。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） あくまでも提案で、じゃあその提案の前に公募を出す前に、じゃあその方、中身を開いていくと大槌町の業者、町民、そういうのを最優先にするとかそういうものの文章も載っています、公募の中に。載っていますよね。載っていますよね、3回目だから、載っていますよね。じゃあそれを書いたのは町の職員並びにその関係者ですよね。それに載っているから。載っているということは、それに対して業者は合わせてつくってくるわけですよね。それを私は、その一番いい人を選ぶんでしょうねということを言っているんです。じゃあその書いている人たちが、大槌町のために書いているんですよ、わかりますよ、だからそれを言葉に出したから官製談合と、そういうことじゃないでしょうと。私は業者は何業者だって言っていないし、当局も言っていないでしょう。思いを言っているんですよ。書面だけのことで言ったら、これから大槌町の人たちがどうつくるの。ここに全国、北海道から沖縄までいろんな職員の人たちが手伝いに来ているんだよ。そういう人たちが一生懸命やっているさなかにさ、こういうことを言いたくないんだけど、大槌の町の中でぐだぐだやりながら大槌の町民の人たちが、メシ食えないどうする、そういうことをさせたくないというのはこちらが町民から負託されて出てきているのす。その総たるの執行先は町でしょう。その町に私たちは今応援しようとしているわけだよ。余り私、血圧の薬も飲んでいまして、これ以上しゃべると倒れるかもわかりませんから、まず聞いておきます。思いは、局長、一緒ですがね。これだけお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 全く思いは同じでございます。本当に大槌町をつくっていきたくたい。ただ、ちょっと整理していただきたいのは、業者を決めるに当たっては今言っ

たそういった評価をして委員会をつくって公平に業者を選ばせていただきます。その後、こういったCM方式というのは、これは全国で初めて今回の審査の中で行っている方式でございます。その中で私たちはまだ未経験でございますし、今後も私当局も議員の方々も、また町民も一緒になってまちづくりをしていかなければならない。このCM方式を使った中で、よいまちづくりをしたいというふうに関後いろいろご相談をしながら進んでいきたいというふうにご考えてございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今、小松議員さんの質問の復興局長からの答弁を聞いて、確かに議会の全員、確かに行政もみんなこれは進むべき道は同じです。ただその中にね、やはりこのURが出てきて、今度CM、CMでもCMRでもいい、いずれにしてもこの間も私言ったんですが、やっぱりその住宅を再建、災害公営住宅つくるにしてもこの間言ったようにやっぱり業者が公募するということは、やっぱりなるべくならそういうことがないようにさせたいのさ。そのためにどうするかというのはやっぱり今言っているように、この土木業のほうでもこの建設業の建築の方々でも、やはり入ろうとしても入れられないような条件をつけて、ここまでおりたから入ってくださいとかって公募しても、条件が合わないんだものどうしても。やっぱりそうあってはさ、やっぱりこの役所がこの申請になるまでは職員の数が150だとする、160でもいい、ある程度の160の人が住んでいるということはその世帯が保たれる、生活が。今度は大槌町のその建築業とかその土木業の人たちに携わっている数というか、役所よりずっと多いから。そういう人たちの生活がまだある程度基盤ができるということだから、やっぱりそのためには行政のほうでもう少しかみ砕いた方法に持っていかなきゃね、やっぱりこの大槌町で今復興一緒になってこの参画していく人たちから見ればやっぱり歯がゆいと思います。ここで何とか執行者のほうも、町長のほうも、何とかこの土木業、建築業、いろんな人たちにもう少しかみ砕いた方法をとって深く入っていただきたい。町長さん、どうですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど復興局長のほうからもこのCM方式についてご説明おりますが、今回のこの方法ということについてはまずもって職員が不足していたということで、特に大槌町では地元プロパー職員の技術職員が不足して、お亡くなりになって大変この土木業務については支障を来していたということで、やはりこの一日も早く、一刻

も早くという住民の切なる願い、そういうことも踏まえまして町でこの発注をする業務については仕様書をつくったり設計書をつくったりすることについては時間がかかるだろうということで、CM方式に踏み切ったわけでございます。このCM方式をとってこれからやはりこの公正に、そして一日も早くということについて評価審査委員会を設けてその中で技術提案があったことについて精査して、そして望ましい業者を選定するというやってきたわけでございますが。このことについては、一般質問でもお答えしているとおり地元の企業、地元資材、地元の貢献度ということについては口をしょっぱくしながら、そしてその技術提案書等についてのこの内容等にもそのことをしっかり盛り込んでやっているわけでございまして、そして、今金崎議員のほうからご質問のあった公営住宅等のこの工事施工業者の基準等についても、始まる前に町内の業者等呼んで、こういった形で工事をやっていきますよということの中でこういった基準がありますという話をしたわけでございます。させたわけですが、その中で若干の許される範囲については落としながら町内の企業ということについても配慮したわけでございますが、いずれ私どもとすれば地元企業、地元の資材そして地元の貢献度ということについてはしっかり対応していきたいし、そしてまたこの公示期間中についてもこの契約に沿った形でしっかり対応をしていきたいし、そして地元の業者等が請け負ってこのいわゆる額が少なくならないように、請負の額というかその資材等のその積算の中で取り分が少なくならないようにオープンブック方式でやっていくということで、こういうことについてガラス張りのような形でやっていきたいということの方法で、こういうCM方式をとったわけでございますが。いずれにしても冒頭申しましたようにCM方式については、本当に国内でもまだやっていないような、私の知っている範囲ではということでございますので、いろいろなことについて試行錯誤しながらスピード感を持った工事を進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） ありがとうございます。

それでは、私から今、よく業者等と色々な話し合いなど持つんですけれども、そういう場を役所のほうで、行政側のほうで、今どういうあなた方がどのような不満を持っているか、そういうのを具体的に聞きながら、やっぱりその進む方向を間違わないように、間違っているわけじゃないですけども、その辺はある程度聞いてやる場を設けたほうがいいんじゃないかと、そう思いますので何とかその辺を要望して終わります。

す。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 教育費についてお尋ねします。小学校、中学校の太陽光発電設備2,600万、この事業内容についてお伺いします。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） これは吉里吉里小学校と吉里吉里中学校の屋根にパネルを乗けて太陽光発電をし、その災害時に備えるというそういう事業でございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） こう見ているのですが、仮設小中学校のグラウンドには500万ですね、児童生徒が減少しているもうね、やがてですね、急いで統合しなきゃないと思うんですよ、子供たちのためにも。やっぱり少人数よりも大人数で育てたほうがたくましい子供になっていくと思いますんでね。そういう中に5,000何百万もね、なんかちょっと言い方変ですけどもね、あれっと思うんですよね。それで一体じゃあ次にね、その仮設小中学校のグラウンドではこれ北小跡地でしょう、と思うんですがね。そのグラウンドのその整備内容について、お願いします。どの程度の整備しようとしているか、520万で。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） 北小学校の跡地のほうにつきましては、平成28年4月開校予定の中高一貫校の整備の関係で、大槌高校の生徒さんたちが使用される仮設のグラウンドの整備することになっております。その一端ということになります、全体ということではないんですけれどもその一端ということになります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） いや、寺野じゃないですね。北小の跡地に仮設のつくるんでしょう。それで、ただそうならばいいもんじゃないと思うんですよね。特にこの排水なんかも考えてもらわないと。一方で、グラウンドには520万で太陽光両方で5,200万、ちょっとあれっと思うんですがね。この辺、再検討をお願いします。いつまでやっても平行だし、もう3回しか言えないから。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 小中学校グラウンド整備事業というこの繰り越しの部分ですけども、これは北小のところではなくて病院のところにその仮設のグラウンドをつく

ろうとしております。病院のところでは、寺野公園を廃止しますのでそこに仮設のグラウンドをつくるんですが、野球場とかですね。その部分のグラウンドですけれども、ただ一応これが復興交付金事業になっていまして交付金事業上は今の仮設の小中学校、寺野の小中学校が野球場とかを使っているというところで、それがつぶれるので代替だということでそちらにつくるほうの部分の整備費のこれは繰り越し分でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） ここは繰越明許費の計算書についてでございますが、24年度から25年度に97億という大変な額が繰り越されるわけでございます。それで、まず繰り越す場合にこの財源がちゃんと確保されているかが一番大事なことで、この計算書に対しては何も問題はないと思います。しかし97億というのは大変大きな額が繰り越されて、25年度の当初予算で今回の補正で670億ですか合わせると、これからもまた補正で出てくるととんでもない額になってくると思います。そこで町長もよく職員が不足しているというそういう話をされますが、先日総務部長さんは国のほうに職員の支援というかそういうお願いに行ってきた、そのような話も伺っておりますが、今後のこの事業を消化するに当たっての職員応援体制はどのようになっているか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私のほうから職員の派遣についてということになりますので、現在全体で238人という形で今事業に取り組んでおります。応援職員という形であれば事業派遣が84名、あと企業からも含めて92名なる方々が協力をいただいております。やはり土地を買い上げる等々の事業でやはり人が必要だということで、今積み上げますと大体21名ぐらいあと少ないという形で今計算をしております。これにつきましては、国、県を通じての派遣依頼、または独自の任期つき職員の採用等図りながら確実に人員を確保してまいりたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号を終わります。

○

日程第6 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第6、報告第9号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、報告第9号平成25年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

2款下水道事業費1項下水道整備費、事業名東日本大震災交付金事業、金額9,200万円、繰越額5,493万7,000円です。これは復興交付金事業で実施した臼沢地区排水路整備工事で前払金として支払った残りの分を繰り越すものです。

3款1項災害復旧費、事業名下水道施設災害復旧事業、金額3億2,110万円、繰越額3億1,980万4,000円です。これは平成23年度災害復旧で査定されたものを24年度実施して、出来高金を支払い残りの分を繰り越すものです。中身については、大槌浄化センター、桜木町雨水ポンプ場、栄町雨水ポンプ場、大町雨水ポンプ場になります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） ポンプ場、ポンプ場、ポンプ場と。ポンプ場のどこで、大町ポンプ場というのもあそこ残っててから職員助かったよね、あそこの屋根さ上がってね。だからそのところ、あそこのポンプ場は将来的に盛土なってきて結局側溝とかいろんな部分があって、あそこは大事だと思うんですよ。ここのこっちの栄町ポンプ場、あれ直しましたよね、直しましたけれども、あそこの部分の本水路というか、あれちょっとこれからのまちづくりに対してあそこは必要不可欠でしょうか。そのところちょっと教えてもらえますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今この町方地区には、大町ポンプ場と栄町ポンプ場が2カ所ございます。それでこのキャッチエリア流域界ですけれども、流域界は今のこの学校のもうちょっと先から分かります、したがってこの城山からきて真ん中に大きなボックスからバートンが入っているんですけれども、これは全部栄町のポンプ場へ行っています。したがってこの町方のこちらの半分側が栄町雨水ポンプ場の持ち分。それから残った向こう分が大町雨水ポンプ場ということで、相変わらずここの部分の町の排水を担うということで栄町雨水ポンプ場も必要であるというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） そっちのほうの専門は、局長はそっちのほうの専門だからそのように思うんだけど。私の記憶の上では、前大町ポンプ場のポンプが1基でどのぐら

いの容量、もう1基プラスしたら、これ間違いだったら間違いだって言ってください、もう1基あったら大槌全部のやつもできるような話も聞いた覚えがあるんですけども、これは私の間違いでしょうか。お願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとその時期私も都市計画のほうにはいなかったのですねですけども、基本的に雨水のポンプ場は2基で大体そのエリアの最大の流量をはくというような格好で設計されてございます。1基でまかなえるというような形であれば多分補助対象にはならないかというふうに思います。過大設計になると思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 3回目。じゃあそれは私も調べますけれども、局長のほうも調べておいてください。やっぱり過大設計という話が出ましたので、例えば栄町のポンプ場、グラウンドがこうつくってあそこ用地、あそこは工業用地でしたっけか。まあ、どうでもいいですけど、工業用地だったらまだ排水があるかなと思って。話がまとまりませんね、済みません。次に私もこれについて勉強させてもらって、もう1回質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 参考まで、明神通りはどこへ行っているの。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 明神通りはまだつながっていないんですけども、明神通りの計画は大町ポンプ場に行く計画になってございます。線路を越えてですね。実はあそこに道路がすごく狭くなっています、栄町のポンプ場に持ってきたんですけども、その排水が暗渠をとるところがないので向こう側になっています。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第9号を終わります。

○

日程第7 報告第10号 事故繰り越し繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第7、報告第10号事故繰り越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第10号事故繰り越し繰越計算書についてご説明を申し上

げます。

平成23年度から平成24年度へ繰越明許費により繰り越した事業であります。震災により受注が集中し漁船の建造が追いつかず、平成24年度内に事業を完了できなかったことにより事故繰り越しとなったものであります。

款、項、事業名及び翌年度繰越額を読み上げます。

6 款農林水産業費 3 項水産業費、共同利用漁船等復旧支援対策事業 1 億9,420万4,000 円。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第10号を終わります。

○

日程第 8 議案第 4 1 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第 8、議案第41号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第41号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 三浦 諭君及び 2 番芳賀 潤君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（阿部六平君） 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れがございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させていただきます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(点呼、投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の1番三浦 諭君、2番芳賀 潤君の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(滝澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛 成 12 票

反 対 0 票

○議長(阿部六平君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時58分

○

再 開

午前 11 時 10 分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第 9 議案第 42 号 大槌町役場庁舎多目的会議室の使用に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第 9、議案第 42 号大槌町役場庁舎多目的会議室の使用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第 42 号大槌町役場庁舎多目的会議室の使用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

第 1 条は、条例制定の趣旨を定めており、町の事務及び事業に支障のない範囲で町民等の使用に供するという事としております。

第 2 条は、使用の許可について定めております。多目的会議室を使用する際は、あらかじめ町長の許可が必要であると定めております。

第 3 条は、使用の制限等について定めております。庁舎の会議室であることから町の事業等が優先されること、営利目的の使用ができないことを定めております。

第 4 条及び第 5 条は、使用料と使用料の減免について定めております。使用料は旧大槌小学校の体育館であったことを踏まえ、学校開放の授業と同額の使用料としております。使用料の減免は、使用料の減免に関する規則に基づき行います。

第 6 条は、納められた使用料については還付しないと規定しております。ただし、特別の理由があると認められる場合には全部または一部を還付することができると規定しております。

第 7 条から第 10 条までは、使用者に対して使用権利の譲渡禁止や使用後の原状回復義務、故意または過失で多目的会議室を損傷した場合には賠償責任等の義務を負うことになるということを規定しております。

第 11 条は、使用時の事故については管理上の瑕疵がない限り使用者の責任とすると規定しております。

第 12 条は、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則において、この条例は町民への周知期間を考慮して本年の 8 月 1 日から施行する

ものとしております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） この議案42号、これは本当にいいこと書いてあります。今から言うことは、これに使用に当たってということじゃなくこれは要望にもなると思いますけれども。今、大槌町を見渡せばいろんな部分でこういう使用をするところ、広い場所そういうものはありません。その中で、今年をいった方々、そういう部分で前、大槌町でいろんな団体がありました。例えば室内でできるもの、外でやるもの、いろいろある中で、例えば1つ挙げればゲートボールの方々。この間、その何でゲートボールの方々っていう話を私が出しているかという、この前花巻のほうにゲートボール大会が開催されました。この大槌町からも何人かの方々が出ております。各市町村。その中で話いろいろ私も聞きました。ほかの市町村ではその体育館、被災地の場合のやっているところには体育館に専用マットとかそういうものを用意して老人の方々に元気でいてくださいよと、そういうこともやっています。また、内陸のほうはそのゲートボール専用とかユニホッケー専用とかってそういう部分もあります。この大槌町をこれからつくる上で、どうしたらいいのかなど。そこで町長、この大槌町は今からしばらくかかります。その中で、ご老人の方々がする場所、まさにこういう場所が最適であると思いますし、それに関してこれは予算がかかることです。そのマットとかそういうものを欲しいと思いますが、ご老人の健康のためということでどうでしょう。そういう部分の予算はとれないでしょうかね、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 要望を踏まえてそこは検討したいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 要望を踏まえて検討でなく、前向きに。そうすれば、きょう私は帰ってまた会います。町のほうではいい言葉を言っていましたよと、そうすればあしたからまた生きる力を得ると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 前段のほうは小松議員が言ってくれましたので。この多目的会議室、元大槌小学校の体育館ということになりますが。この使用するときは町長の許可を受けなければならないとありますけれども、申し込みとかそういうのはどちらが管轄す

るわけですか。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 財政課の管財班で担当してございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 本来ならば教育委員会かなと思っていましたけれども、いずれこういう施設を使うときに一本化しなければ、利用する人たちがどこに申し込みしたらいいんだかわからなくなるんで、そののところを使いやすいようにお願いしたいと思います。

それから使用の部分、お年寄りの部分では小松議員さんがいい話をしてくれたなと思うのですが、スポーツ少年団とか子供さんたちの、これらはこの区分、利用料金のうちの区分で言えばあのアマチュアスポーツというところになりますかね。そこになると思うのですが、いずれどの団体においてもその年間を通じての予約とか、そういうのをすれば一般的な人たちも入って来れないので、その予約の取り方というのを余り長い期間にしないように、そういうふうにしてもらいたいと思いますがその辺は。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） この前全協のときもお話したと思うのですが、1カ月前からしか予約は受け付けておりませんので翌月分しか予約できないという状況になります。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 両隣しゃべって真ん中の俺がしゃべらないわけにはいかない、一言だけ。第3条、町長のとにかくこれがだめだっていうことで制限の話なんだけれども、1、2、3、4とありまして5があります。政治的及び宗教的活動に関する使用であると認められたときはだめですよというこの意味ですね。ただここには選挙というのが書いてある、政治運動と選挙運動は物事が違うんですよ。これから選挙始まりますけれども、これでいくと選挙の例えば演説会だとか何とかが使えるなということを出てくるわけだ。だからその辺のところもちゃんとしておかないと、ただ政治は政治、選挙ってこれから始まることもあるんだからそういうのもだめですよっていうこともちゃんとやっておかなければ、いつかの時代のときにうるさいやつがいて、何であくまでもこれは政治じゃないよ選挙だよと言われる恐れがあるから、その辺のところも直しておくべきではないかなと思いますが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 確かにそのとおりですね。ここで政治的としているのですが、本来は選挙も含めては普通は考えていなかったということではあります。それについてはちょっともう少し検討をしたいなと思います。考え方はそのとおりでいいです。選挙もそうだし役場の庁舎であるということも考えれば、政教分離もありますので宗教的なことにも使えないということになります。政治的というのは選挙も含んでいたという認識でいましたが、ちゃんと明確にしたいというふうに考えます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 認識だけではね、誰もわからないのさ。腹の中ではそう思っていたけど、本当は反対だとか賛成だとか、そうでなく選挙活動は選挙活動、政治活動は政治活動なんだよということをはっきり認識しておかないと、世の中には理屈っぽい人たちがいっぱいいるから、だからそういうところははっきりするための、私はいい悪いの話ではなくそれだけはちゃんとしておくべきだよということ。

○議長（阿部六平君） 答弁はいいですか。佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） この政治的などという件でございますが、これについては公民館等の使用条例についても同じような文言で規定されていますので、それと同じような形で今回は条例化しておりますが、その中でのその政治的あるいは宗教活動とはいかなるものかについては、これについてはいろいろ解釈がありまして、その解釈の中で運営しているということでございますので、同じような形になろうかなと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） この条例はもう異議ありません。ちょっとこれ教育委員会にお願いしたいのですけれども、やっぱり利用するというのは子供たちだとか、あるいはママさんバレーだとかだと思えます。そういうことで、これにさらに具体化した使用上のマナーというのかな、備品の問題だとか床の問題だとか、あとトイレだとか、そういうのもつけ加えたほうが親切だと思えますけれどもどうでしょう。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） まず1つは、これはあくまでも役場の会議室をできる範囲でというか、一般町民に使ってもらうということで。言ってみれば学校開放のような感じになります。その教育委員会のその生涯学習の関係のスポーツ施設とは若干その性格が異なるというふうに思っております。ただ、今後藤議員おっしゃるとおり使うことについては同じですから、それは統一した形での規定等については教育委員会と協議しながら

ら規定していきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） こっちはね、役場の会議室って言うけれど、町民は会議室と言わないで大槌小学校の体育館と言うんですよ。そういうことも踏まえて何とか使いやすく、使う以上はやっぱりいいものにして使わなければならないですからね。そういうことでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第42号大槌町役場庁舎多目的会議室の使用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第43号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第43号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第43号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第35条の7については、いわゆるふるさとの寄附金において所得税の寄附金額控除の適用を受けようとした場合、復興特別所得税により控除額が減少することのないよう2,000円を超える部分について全額控除するための改正であります。

附則第3条の2については、延滞金の各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年14.6%の割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合に改正するものであります。

2 ページをお開きください。

附則第4条については、当該徴収猶予等をした期間に対応する延滞金のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金を超える場合の金額を免除する改正であります。

附則第4条の2については、租税特別措置法第40条第10項の規定を改正し、次項以下を繰り下げる改正であります。

3 ページをお開きください。

附則第7条の3の2については、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供しかつ当該住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、個人の都道府県税の住宅借入権等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額として個人の市町村税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額とする改正であります。

附則第7条の4については、いわゆるふるさと寄附金において所得税の寄附金控除の適用を受けた場合、復興特別所得税による控除額が減少することのないよう2,000円を超える部分については全額控除するための改正であります。

4 ページをお開きください。

附則第17条の2第3項については、租税特別措置法第37条の9の2及び第37条の9の3の削除に伴う改正であります。

附則第27条の2については、附則第29条の2の規定の適用を受ける場合の国民健康保険税の取り扱いに関する改正であります。

附則第29条の2第1項については、条文規定の整理による改正であります。

6 ページをお開きください。

附則第29条の2第2項については、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等して居住の用に供することができなくなった場合、納税義務者の相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には当該相続人は当該家屋を非相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を図る改正であります。

7 ページをお開きください。

附則第30条第1項及び第2項については、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等して居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得または増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人の都道府県民税の住宅借入金等特別税額控除限度額については所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額とし、個人の市町村民税の住宅借入金等特別租税控除の控除限度額については所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額とする改正であります。

8 ページをお開きください。

附則第32条については、現行法令による固定資産税の償却資産に係る被災代替特例の適用は被災された者が同等の資産を取得する場合となっておりますが、補助事業を導入するための漁協等が一括購入して被災者へ貸し出す漁船等は、別の所有者が取得した資産とみなされる当該特例措置の適用とならないことから、その救済を図るための改正であります。

9 ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日であります。

第2条は、延滞金に関する経過措置であります。

第3条は、町民税に関する経過措置であります。

第4条は、国民健康保険税に関する経過措置であります。

第5条は、固定資産税に関する経過措置であります。

以上、よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） この部分でいろいろ出てきたんですけども、1つの例としてこの震災の中で一家全員大槌町で亡くなった方というのはかなりあるわけですが。例えばその家族の直系に当たる者がそのものを相続し、それを町に売却した場合にはその方に対しての無税ということで私認識したのですが、間違いはないでしょうか。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） 議員おっしゃっているのは、附則の第29条の2第2項の部分についてだと思います。第1項につきましては、納税義務者の場合の特例という形でもともと規定してございました。第2条が新たに納税義務者の相続人も同等の取り扱い

いをするという規定でございます。ここの譲渡所得の規定につきましては、もともと課税の特例ということで6項目ほど特例が規定されております。例えば、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例が適用されますよとかですね、居住用財産の譲渡所得の3,000万特別控除が適用されますというような内容でございます。私がこの特例措置を解釈するにはこの規定上は無税ということではないというふうに私自身は認識しております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私の捉え方が無税、無税、言い方が悪いんだな。その特例を受けるとのこと、だからこういう部分はかなり今も条文で読んできたけれども、じゃあその中身は何ぞやと、砕いて後でこれは課長のほうに聞きに行きます。やっぱり今そういう相続人の人たちというのは、それこそその専門家に頼むとかいろんな部分、町に対してもいろんな部分でやってくれるという温和な措置が出ているということを知っていましたけれども。やっぱりそういうものに対して、条文とか書いている文言というものに対しては、いろいろな私たちやっても認識を100%得るとことは私たちはプロじゃないですからわからないので、そこのところはわかりやすく、例えばこういうことですよ、例えばこれに当てはめればということで課長言ってくれば、せっかくこれからテレビのあの視聴もあるんですから、そういう部分、優しい政治、優しい予算書と、もう出しているんですからそこはにこやかに優しく教えるように、これからよろしくお願いいたします。答弁はいいですよ。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 小松議員に関連なんですけれども、こちらの条項でいくと居住用財産の売却の場合ということで3,000万控除適用になるよという内容だと思うんですけれども。こちらの非居住用の財産の場合はどのようになるかお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） あくまでも私の認識では、居住用の財産という表現の規定になってございますので、それに該当しないものはこの特例には当てはまらないものというふうに認識はしております。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第43号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第44号 大槌町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長(阿部六平君) 日程第11、議案第44号大槌町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) それでは、議案第44号大槌町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、第4条の次に居住の用に供する建築物の敷地が区域の内外にわたる場合の措置として、第5条居住の用に供する建築物の敷地が災害危険区域の内外にわたる場合においては、災害危険区域内に係る部分のみ第3条の規定を準用するという条項を追加するものです。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。
討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第44号大槌町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第45号 大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第12、議案第45号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第45号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第1の都市公園名大槌ふれあい運動公園並びに有料公園施設、野球場、テニスコート、多目的広場を削除するものです。

同じく別表第3有料公園施設を利用する場合の使用料の中で、都市公園名大槌ふれあい運動公園に関する部分を全て削除するものです。

以上、ご審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 大槌ふれあい運動公園、これを都市公園から削除になるわけですが、それでこれを削除今してしまえば、いつでも住宅地に転換できる、要は防集で高台移転用地となるわけです。ただ、今現在大槌町内子供たちが自由に活動できる場所というのは限られているわけです。そういった中で、もうこの時期にその公園としての部分を削除してしまうのはどうかというふうに感じているわけです。それでこれにかわる場所の時期、要は例えば旧県立大槌病院の跡地にできるグラウンドであるとか、旧北小のところにできるグラウンドであるとか、そういうものがいつできてそれにかわるができるのかどうか、現状のふれあい運動公園にかわる機能がいつそろうのか、それに合わせた段階で外してもいいんじゃないのかなと。かなり日曜日とか土曜日になると子供たちがあの公園で遊んでいる現状があるわけです。そういうところをなるべくなら代替ができるまで確保してあげたいと思うわけですが、その辺どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 代替の施設については、病院の跡地周辺につくろうということで今予算計上をしてございます。それで大体10月ごろの開設を目指して工事を進めたいというふうに考えてございます。

それでこの廃止の時期でございますけれども、寺野公園は国の補助事業を得てつくった公園でして、この部分の補助金に関する財産処分の協議がやりまして3月にいろいろそういった協議が整って、今回本来であれば補助金返還があるものを補助金返還なしということで協議して財産処分をしてございます。上物についての財産処分はしてございます。それに合わせて都市計画決定を行わなければならない、都市計画決定で都市公園を

廃止した、設置条例まで廃止したと、今回の中で廃止したというような時期ということ
でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 手続上の問題もわかりました。であるならば、なおさらのことや
っぱり子供たちの遊び場の確保というところは大事になってくるのではないのかなと。
確かにあの復興の中で事業を急ぐのはわかるんですけど、現状子供たちがいるという
部分も考えて、その手当てをやっぱりしてあげるのも我々の仕事ではないのかなとい
うふうを感じるわけです。

旧大槌病院の跡地にグラウンドできたとしても、仮設からはかなりの距離があるわけ
です。今の小中学校の仮設校舎のあるところであれば、放課後に遊ぶこともできるし、
三枚堂地区の仮設団地からも近いという、あの辺に仮設が多くあることから利用されて
いるという現状があるわけです。そういうことを踏まえて、やっぱり仮設団地の近くに
子供たちが自由に活動できる場所の提供をやっぱりするべきなのではないかなというふ
うに考えますがいかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） まず第1点のその取り壊しの時期でございますけれども、取
り壊しの時期は仮設のグラウンドができてから取り壊すということで、こういった形で
条例の設置条例のほうは先に先行して廃止しますけれども、廃止のほうについては9月
以降というふうに考えて、大体シーズンが終わる11月以降ぐらいになるかなというふう
に考えております。

そのほかに寺野三枚堂地区に代替となるような公園施設というのはちょっと今考えて
ございません。ちょっと検討をしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。一部ではNPOさんが河川
敷を利用して子供にかかわらずお年寄りたちも集まれるような場所を提供しているやに
聞いております。そういった部分で、何も面積を大きくとる必要はなくて、やっぱり子
供たちがちょっと走って遊べる、キャッチボールができる、サッカーボールをちょっと
蹴れるというその広さをある程度仮設団地の中に配置してあげる、団地の中でなくても
いいです、外でもいいわけです、近くに配置してあげることで子供たちが自由に遊べる
というところが必要になってくると思います。特に今現在見ていると、駐車場の中でサ

ッカーやったりキャッチボールやったりして、それで駐車してある車両にぶつけて怒られたとか、そういう現状が見受けられます。ぜひその辺の解消をお願いしたいと思えますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 関連です。この間運動会、教育長さんも参加されていましたが、それで小中学校の先生方のお話聞きますと結局狭いコートで一緒になかなか練習ができないらしいんですよ、運動会の。それでトラックの形も全然もう小学校と中学校が違ふとか、わかりやすく言うと中学校が終わった後に新たに小学校用のトラックをつくって練習しなきゃいけないというそういう悩みを訴えていました、先生方が。そういうことで今、東梅 守議員からもいろいろお願いがありましたけれども、新しいやっぱりグラウンドできるまでは現状で子供たちが使えるような形でいかないと、要するに締め出された子供たちというのは本当にみじめなんですね。そういうことでいろいろ復興の計画もあるでしょうけれども、子供たちの不便をしないようにひとつよろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第45号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第46号 大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第46号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第46号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、第33条所有者以外の権利の申告または届出の事例を提出の条項に。例、第42条の2第2項の規定による公告した場合には14日という条文を追加するものです。また、別表第1の中の審議会の名称の中で大槌都市計画事業町方地区震災復興都市区画整理事業審議会の中の事業を削除して大槌都市計画事業町方地区震災復興都市区画整理審議会に、大槌都市計画事業安渡地区震災復興都市区画整理事業審議会の中の事業を削除して大槌都市計画事業安渡地区震災復興都市区画整理審議会に、大槌都市計画事業赤浜地区震災復興都市区画整理事業審議会の中の事業を削除して大槌都市計画事業赤浜地区震災復興都市区画整理審議会に、大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興都市区画整理事業審議会の中の事業を削除して大槌都市計画事業吉里吉里地区震災復興都市区画整理審議会にするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） せっかくつけた名前を消すようなものでさ、事業はただ消したようなもんだけれど、何ゆえにやっぱり便宜上よくないからこの事業という名前を消したのか、そういうふうなところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 改正の理由の中にございますように、別表第1の審議会の名称は都市区画整理法に規定する審議会の名称に改めよということで改めたものでございます。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第46号大槌都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第47号 大槌町防災会議条例及び大槌町災害対策本部条例の一部

を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第47号大槌町防災会議条例及び大槌町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第47号大槌町防災会議条例及び大槌町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例案は災害対策基本法の一部改正により地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割が見直され、防災会議の所掌事務として平時において地方公共団体の町の諮問に応じ防災に関する重要事項を審議することなどが追加されたこと及び地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員として自主防災組織を構成するもの、または学識経験のある者が追加されたことなどに伴い大槌町防災会議条例及び大槌町災害対策本部条例の一部を改正する必要性が生じたことから改正するものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず第1条において、大槌町防災会議条例の一部を改正することとしております。

逐条において第2条、防災会議の所掌事務については第2号の町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することを町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに改め、第3号の町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地域公共機関相互間の連絡調整を図ることを前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べることに改めるものであります。

第4号については、水防法の一部改正に伴い条のずれを改めるものであります。

第5号については、非常災害に関し緊急措置に関する計画を策定し、かつその実施を推進することを削除するものであります。

第6号を第5号に改めるものであります。

第3条、防災会議の委員については第2号町の区域を警備区間とする自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者2人以内。

第12号、自主防災組織を構成する者を、または学識経験のあるものうちから町長が任命する者3人以内を新たに加えるものであります。

防災会議構成員数は最大でこれまでの43人から48人となります。

次に、第2条で大槌町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

逐条第1条の2において災害対策基本法の一部改正に伴う条のずれを改めるものであります。

附則、この条例については公布の日から施行します。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第47号大槌町防災会議条例及び大槌町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時30分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時55分

○

再 開

午後 1時30分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第15 議案第48号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第48号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第48号財産の取得についてご説明申し上げます。

取得する土地は、大槌町大ヶ口2丁目地内、地籍は5,804.85平方メートル、取得金額は1億448万7,300円。取得目的は、災害公営住宅建設用地です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） こちら災害公営住宅用地ということで、大槌町土地が少ない中で進めていかなければならないことだと思います。こちらちょっとお聞きしたいのですけ

れども、地目のほうは何になっていますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 3筆ございまして、全て地目は田でございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 田ということで、こちら農地転用と進めていかなければならないと思います。インターネットのほうで公示価格のほうを調べまして、大槌町3地点基準値があります。大石前と赤浜と吉里吉里ですか、その3地点の中で全国で3位が大石前、5位が赤浜ということで上昇率も大変顕著でございます。やはり町の示した価格というのが今後の売買事例に挙がってくるんじゃないかなと思います。大ヶ口で坪単価大体6万くらいですか、この計算でいきますと。民間で買い上げた場合、税金控除しまして2割増し、造成費用3万から4万かかった場合に売値は11万から12万くらいになるんじゃないかと思います。そこで売買事例の上昇をできれば抑えていきたいというのも町の考えだと思えますけれども、この売買価格の上昇について町長のほうちょっとどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） ご指名で私のほうから。先ほどの答弁ですね、ちょっと補足させていただきますと、現況は宅地見込み地ということでございます。それから、いち鑑定士でございますけれども、いわゆる大ヶ口の上昇について取引事例として反映するのかという、いち鑑定士のご意見を伺いましたところ、たしか去年の10月前後から徐々に上がり始めたということで、なかなかその一時のやつをなかなか事例に組み込みにくいだろうと、それと逆に上昇はどうなんだと、今の上昇はどうなんだとお聞きしたら、ほぼ落ちついておると、言い方変えると若干また落ちてくるだろうと。これなぜ去年の10月12月なんだと申し上げたら、やはり役場がいろんなまちづくり懇談会等々説明した中で、やはりその移転先がある方向、向こうに向いているということでそれも一因じゃないかということでございました。ですので、なかなかその一時の事例をもって上がって上がり続けるということはないのかなという、一定の判断はいただいております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 最後になりますけれども、やはり大槌町これから土地が少ない中でつくっていかねばならないかと思います。やはり住宅再建していく方々に当たって、買うほうは幾らでも安く、売るほうは幾らでも高くというのが一般的かなと思いま

す。こちらの案件に対しては反対はいたしませんけれども、まず適正な価格で買い求められるよう要望して終わりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） ありがとうございます。ちなみに、当然不動産鑑定評価に基づいておりますので、ありがとうございました。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第48号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第49号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第16、議案第49号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第49号財産の取得についてご説明申し上げます。

取得する土地は、大槌町栄町地内、地籍は5,521.93平方メートル、取得金額は4,123万3,400円。取得目的は、防災集団移転促進事業用地移転元でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第49号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第50号 平成25年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定める

ことについて

○議長（阿部六平君） 日程第17、議案第50号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、平成25年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額7億4,646万2,000円は、防災集団移転促進事業等の復興交付金事業に係る震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額6億6,331万4,000円は、小中一貫教育校用地取得事業に係る文教施設災害復旧費国庫負担金であります。

2項国庫補助金、補正額1,798万9,000円は、倒壊家屋等撤去業務に係る災害廃棄物処理事業補助金であります。

3項委託金、補正額330万8,000円の減額は、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業委託金の県費への組みかえによるものであります。

14款県支出金2項県補助金、補正額9,318万5,000円は、水産業経営基盤復旧支援事業補助金及び下水道事業償還基金費補助金等であります。

3項委託金、補正額1,520万3,000円は、実践的防災教育総合支援事業委託金及び学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業委託金であります。

16款寄附金1項寄附金、補正額103万9,000円は、教育費寄附金であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額9億5,213万4,000円は、防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業等の復興事業に充当する東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

18款繰越金1項繰越金、補正額671万4,000円は、今回の補正財源として計上するものであります。

19款諸収入4項雑入、補正額2,255万7,000円は、町内会等の盆踊り大会用費備品の整備に係る自治総合センターコミュニティ助成金等であります。

2 ページをお開きください。

歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額8,346万8,000円は、復興基本計画の見直し

等のまちづくり戦略計画策定業務委託料及びコミュニティー助成事業補助金等であり
ます。

4 款衛生費 2 項清掃費、補正額2,021万2,000円は、倒壊家屋等撤去業務委託料であり
ます。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額342万7,000円は、農地集積協力金補助金及び地
域農業集落活性化支援事業補助金等であります。

2 項林業費、補正額100万円は、平成18年度から導入された岩手の森林づくり県民税
を財源とした県民参加の森林づくり促進業務委託料であります。

3 項水産業費、補正額5,337万4,000円の減額は、浪板吉里吉里地区雨水排水路整備事
業の漁業集落排水処理事業特別会計への組みかえによるものであります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額 1 億3,420万円は、沢山地区幹線道路整備業務委
託料ですが、町道寺野線整備工事は計画変更により減額となっております。

4 項都市計画費、補正額10億4,786万2,000円は、防災集団移転促進事業による建物補
償費、土地再生区画整理事業による用地買収費及び移転補償費等であります。

5 項住宅費、補正額 1 億4,558万5,000円は、崖地近接等危険住宅移転事業補助金及び
災害公営住宅集会所等の備品購入費であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額1,577万4,000円は、防災備品購入費等であります。

10 款教育費 2 項小学校費、補正額 1 億2,766万9,000円は、大槌北小学校跡地の仮設小
中学校グラウンド整備工事費等であります。

4 項社会教育費、補正額49万4,000円は、図書館整備に係る大槌メディアコモンズ検
討委員会委員の費用弁償等であります。

11 款災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費、補正額 9 億9,497万2,000円は、小中一貫教
育校用地取得業務委託料であります。

3 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為補正、追加。事項、期間及び限度額の順に読み上げます。

沢山地区幹線道路整備事業、平成25年度から平成27年度まで、3 億1,420万円。

町方地区防災集団移転促進事業、平成25年度から平成29年度まで、19億3,805万1,000
円。

(仮称) 大槌学園小中一貫教育校用地取得事業、平成25年度から平成27年度、20億
8,992万8,000円。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第2表債務負担行為補正、追加。小松則明君。

○7番（小松則明君） 第2表債務負担行為という中の町方地区震災復興土地地区画整理事業25年から30年ということです。（「古い、訂正前の、土地地区画じゃなくて、」の声あり）失礼をば。町方地区防災集団促進事業、これに関してどっちでもあれなんですけれども、これ最初この工事をしましてその後の工事という額というものはどのぐらいその後ありますでしょうか。言っている意味わかりますよね。追加部分ということについてはどのぐらいの予算というのは、言えるもの、言えないものあると思いますが大まかどのぐらいのものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 防集の今回の補正予算にも載っていますが、25年度の予算に関しては4億8,752万円。そのほかの部分について後年度の分を今回の債務負担ということで載ってございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） これは補正であってだけでも、これでちゃんと納まるということ、これで納まらないでまたあるかもわからないという意味で私はとっておきますけれども。まず、あるかもしれないですよ。それだけでも、今とりあえずこれだということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 暫時休憩します。

休 憩

午後 1時48分

○

再 開

午後 1時51分

○議長（阿部六平君） 再開します。

ただいまの答弁、復興局長。

○復興局長（那須 智君） 町方地区の防災集団移転促進事業の委託料でございますけれども、これにつきましては想定、今考えているこれは何かと言いますと、寺野地区の防災集団移転促進事業の住宅団地の造成で、今後URさんのほうに委託するもの、委託しようとするものでございます。それで全体事業費としましては、24億2,530万1,000円。そのうちで今年度分が4億8,752万円ということで、当初予算のほうに計上してござい

ます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 局長あのね、そう出したけれども、やっぱり物事というのは山削れば何が出てくるかもわからない、だからこれで予算というものはそれなりにその測量会社なりいろんなものが測量をして予算というものはつくります。ただし、そのもので正確なものが、ここにも書いてある中でそれこそそのもの、場所自体に変更もしくはそのものに対して予算が変わりますよというあれもうたってあるし、だから大体の大望的な大きな面でその他予算は幾らということ大体今出ていますけれども、果たしてこれ納まるか納まらないか、それはいい悪いじゃないですよ、一応だけれどもうちら議員としてはどのぐらいの予算がかかるということで知っておかなければならないが。例えばのつくるのにどのぐらいのって、いやとりあえず今回出たのはというわけじゃないということで、とりあえず聞いたらなんか暫時休憩という話になっただけで、軽く答えていたできればよかっただけの話です。そのまま進めてください、よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 進行します。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 大槌学園小中一貫教育校用地取得事業の債務負担行為のところ質問をさせていただきます。

ここは沢山地区を一体的に考えて岩手県の土地開発公社のほうに事業を委託するというふうな話で伺っております。その中で、経費の節減であるとか事業期間の短縮を図ることができるというふうに説明がありました。これがどの程度経費が削減できて時間が短縮できるのか、お答えを願いたい。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） お尋ねの件でございますけれども、いろいろな方法ある中でなかなかその技術的な職員も今少ない状況の中で、一番最短の方法としては岩手県土地開発公社に対する委託というのが一番ベストであろうというような形でこのような結論に至ったものでございます。

それから経費につきましても、文部科学省のほうで定めております学校の設置基準等に照らし合わせまして必要最低限のものということで考えてまいりますとこのレベルの金額ということになりますので、これが最小限のものかというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 学校の部分はそれでいいのかもしれないけれど、これは岩手県の

土地開発公社に沢山地区の復興事業ということで全体を見ていくわけで、その中で経費の節減であったり期間の短縮ということをやっているんだと思うのですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 岩手県土地開発公社の今回その事業の相手方としてご説明申し上げましたけれども、この中で最も土地開発公社さんがそのうちのその開発に相手方としての重要な理由は、いわゆる公有地拡大法の適用を受けた団体である、法人であるということでございます。そのことによって、今回の小中一貫校の用地のほうも一旦岩手県土地開発公社さんのほうで買い上げいたして、最終的にそれを町のほうで買い上げると。あるいは防集団地についても、一旦土地開発公社さんのほうで買い上げてそれを造成して町のほうに、委託ですけれども買い上げるような形になります。こういった事業所ができるのが、いわゆる公有地拡大法を受けた法人、いわゆる岩手県では岩手県土地開発公社さんしかないということで岩手県土地開発公社さんをお願いする予定でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 私もそのことは理解をしております。だからどの程度節減できて短縮できるのかという、その数字的な部分を聞きたい。やっぱり比べて、ここだったら早くできるからという、経費も節減できるからということで選んだことだと思うので、どの程度の数字的なものがあるのかというのを聞きしたかったということです。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 実際問題、大槌町の中でその防災集団移転促進事業の住宅団地の買収とかさまざまな区画整理地内の買収、今の時点で用地に関する人が全然足りないような状態で、この状態でまず直営でやるとすればちょっとこの4年、5年という年月の中ではちょっとこれだけの大事業をやっていくのは難しいかなというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 進行してよろしいですね、進行します。6ページ、歳入。9款地方交付税1項地方交付税。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 地方交付税で、国ではその復興財源を捻出するために国家公務員のお給料を下げると、2年間。地方のほうにもどうにか足並みをそろえてほしいという要望があるようです。そのため地方交付税を減らすという報道もあるようです。その

分、地方交付税として大槌町がまず削減される金額等はどの程度見込んでいるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 交付税の中での給料を下げた場合はどのぐらいになるかという部分なのですが、その聞いているのは全体需要の1.1%程度ということになりますので、うちのほうでいくと3,900万ぐらいということになってございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） そこでその、3,900万と言いましたかね、減らされると。要はそのさっきの話でこのごろ地方では特に被災地の自治体では、職員が頑張っているんだと。ですのでなるべく給料は下げないで頑張ってもらいたいということのような報道等もあるようですけれども。今、その職員組合等とも交渉中ではあるかと思えますけれども、この職員給与削減は国家公務員はしますけれど、町としてはその給与削減はどのように考えているのか。できれば職員さんに頑張ってもらうためにも現状維持がいいのかなと私は思うんですけど、そこら辺の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 東梅議員の質問にお答えいたしますが、今回国の措置は今回限りのところがあるわけですが、7%ぐらいということで大槌町では約4,000万弱ということでございますが。東梅議員の質問の趣旨にもあったように、大槌町としては今被災地の中で懸命に職員が頑張っているということ、そして大槌町としては行政改革で本当にこの職員を減らしてきたと、平成15年当時はたしか200人弱のところまであったわけですが、それを136人まで被災当時落としていたということで大変この骨を削るような形で職員的には頑張ってきていただいている、その中でさらに今この状況下において人件費とういか給与を削減するということについては、やはり今段階では大槌町としては特にこの被災地の中でも厳しい環境にあって懸命に日夜頑張っている状況を見ますと、大槌町としては給与削減を行わないで今の状況を何とか前に進む形で、職員のモチベーションのこともありますので今の状況でやっていきたいなど、そのように思っております。

○議長（阿部六平君） 進行します。13款1項国庫負担金（「進行」の声あり）

進行します。2項国庫補助金。（「進行」の声あり）

進行します。3項委託金。（「進行」の声あり）

14款県支出金 2 項県補助金。（「進行」の声あり）

進行します。7 ページ、3 項委託金。

16款給付金 1 項給付金。

17款繰入金 2 項基金繰入金。

18款 1 項繰越金。

19款諸収入 1 項雑入。

8 ページお願いします。9 ページ、歳出に入ります。

11ページ、歳出。2 款総務費 1 項総務管理費。三浦 諭君。

○1 番（三浦 諭君） 情報化推進費のケーブルテレビについてお尋ねいたします。

難視聴地域、住宅再建する際に山側のほうに建てる方も多いかと思います。そちらの方々、自力再建した方についてのケーブルテレビ、こちら自己負担になっているかと思うんですけども、そちらのほうは町のほうで負担していただくことはできるのかちょっとお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員ご指摘のところですけども、条例で加入負担金 3 万 5,000 円という形になっております。やはり被災においては、テレビ見てられた方々がやはり難視聴のところに自力再建という部分ありますので、それにつきましてはこれから検討してまいりたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12 番（野崎重太君） 先ほどの東梅康悦君の話の続きなんですけれども、私も東梅さんと同じでできるものならばこの状況下で一生懸命働いている職員の給料は下げさせたくないなというそういう思いがあります。町長もできるものならば下げたくないというふうなそういう方向でありましたけれども、国は国なりのそういう施策が今やろうとしているときに、大槌町もそれこそトンネルからさまざまな復興のいろんなことがあります、国からお世話にならなきゃならないときがあるんだけれども、それとこの職員の給料問題の整合性がそれで図られるのかなという、万が一。我々も下げさせたくないよ、ただいろんなこの大槌町が復興に向けて今進んでいくときに国と反比例するようなそういうやり方でいいのかな、大丈夫なのかなというその辺のところをお伺いしておきます。大丈夫なら大丈夫でいいだろうし、国が何と言おうと。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） けさの岩手日報ではないですけども、四国のある町でその減額分を町に被災市町村になんか寄附したいという話も出てきたわけですが。たしかに復興といういわゆる原資的なところで何とかその資金を見出すための、いわゆる給与削減という考え方で今回国が打ち出しているわけですが、全国的に必ずしもすべての市町村で足並みをそろえているわけではないように見受けられるわけですが。要望する側として本来は自らの給与というものを下げて全国の皆さん方の税に対する、応えていかなければならないところもあるわけですが、でもやはり大槌町として今まで冒頭申しましたとおり平成15年ころは198名あって、被災当時136名まで下げていたということで、課にすれば5課、6課ぐらい削減した形で、それこそ乾いた雑巾を絞るような形で行財政運営をやってきたという状況にあるわけですが。そうしたことがいわばしっかり市町村がそういった行政改革をしてきたということが、若干こう反映されていないのではないのかなというふうな気持ちもある中で今回の給与削減という国の方針が出されたわけですが、いずれ今私どもこの職員が日夜それこそ家族を亡くし、そして財産もなくしながら仮設住宅の中で懸命に作業をしているということについては、やはりいろいろな考えがあるわけですが、議員の皆様方が認め、そして住民の皆さん方が認める、そうなんだということのようにしていただけるものであれば何とかこの給与水準でやっていければなというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 現在は何が何であろうと碓川 豊町政というそういうかじ取りで物事が進んでいくわけですから、あなたのそれこそ方向で進むと思うけれども、今我々がそれ大ヶ口のトンネル云々かんぬんでこの前も町長さん初め議会の皆さん方と一緒に陳情に行った経過があったんだけど、実際的には中身は思わしくないような結果論だと、そういうことがあるときに、まあ何十年か前ですけども、20数年前かな、当時の三浦秀雄という町長が当選したわけですけども、そのときにそれこそ議会の声、さまざま声があったんだけどそれこそ独断専行と言っては失礼ですけども、当時に吉里吉里のあの北田の隧道をトンネルつくったんです。今の北田に上がっていく隧道ですね、隧道という英語で言えばトンネル、日本語でいけば隧道だけども。それはほとんど1年分の大槌町の建築関係のそれこそ資金を使いながらやったので、当時の川勝さん初め田中さんから、おお、よくやったもんだなという、逆に度胸というんだか何だかそういう思いもあってあの隧道ができたんだけど、そういう例えば大ヶ口にしろ

何にしろですよ、町長が国からのそういうさまざまな金に来ない中で、よしそんだらこの金を復興の金を全部使ってあのトンネルつくってやるかとかさ、それも一つの私はね、度胸という言葉は使いたくないけれども俺がほう町をつくったときはやるときはこれでもやるんだというような、何かしらこうやらなきゃね、今の給料問題もそうなんだけれども。国がどうであろうと我々今職員を使っているときに逆にもっと出してやりたいだとか、そういう変わった手を使っても、はあ岩手の大槌の碓川町長あれは変わった奴だけれどもなかなかもんだなという、逆にそういう新聞報道が宣伝になるかもしれない。だからその辺のところを考えて思い切ったね、我々は下げろとは言わないけれども、国からのあえてそういう予算化補助金をもらいながらも俺たちはこうしてやるんだという、一つの独自性の町政のかじ取りもあってもいいんじゃないかなというそういう思いで今言っているんだけれども。必ずしもやれじゃないけれどもだよ、そういうこともあってもいいんじゃないかなということやってるんですけれども。それについて何かありましたら、いただきます。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 政策的には、この復興計画に基づいて今やっているわけですが、やはり独自支援だとかあるいはトンネル化等についても通常であればなかなか、平時であれば認められない事業であるわけですが、こういった災害時にはやはり災害時だからこそ通すべき事業もあるわけですので、そのようなところについてはやはり国がどうであろうが県がどうであろうが、いわゆる被災住民の第一に考えた行動であるべきだというふうに思っております。その辺のところについては政策的に出しているというつもりでやっております。いずれ、被災住民のために頑張りたいなとそのように思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今、同僚の野崎議員が言った言葉、前にも私は復興交付金使ってもうやったほうがいいんじゃないかと。そして、野崎先輩が昔の20数年前の話も出てきた。私も本当にそう思いますよ。それで本当の町長の、執行者としての仕事ぶりが見えてくる。まあそれはそれでいい。私はですね、この県内外にかかわらず国内日本列島全てから、また海外からもいろんな支援をいただいたと。そして町長が言うように、役所の職員も親兄弟を亡くしながらも、行方不明者を出しながらも仮設で頑張っているんだと。だからなるべくなら、その人件費については割きたくない。私は甘いと思います

よ。これはみんな同じなのさ。だって日本全国から例えば支援してくれる人たちだって、有り余っている人だけでもないんだ、町を歩きながらこの東日本大震災について寄附金を置いていく子供たちもいる、東京都内にもいろんな箱があった、そうやっていろんな人たちが応援してくれる中で、忙しい仕事一生懸命やっているんだ、それはわかりますよ、それはそれで過勤務というのがあるんだから。それで、国がそういう方針を示して、いや俺はここで頑張っているからそれはしたくないっていうのはそれは甘いと思いますよ。やはりこれは今前段で野崎さんが言ったように、国にそういう方針決めてやってくるんなら、やっぱり縦系列で既にやってくるんだから、条例変えるにも何するのにも。全てそのようにやってくる中で、大槌町だけはそこを甘んじて、いやおらはおらほうで苦労しているから上げたくないんだっていう、それは私は甘いと思いますよ。人件費については、これは下げるべきだと私思いますよ。どうですか、町長。

○議長（阿部六平君） 議長から議員の皆さんにお願いします。補正ですので、補正に係のある発言をお願いいたします。例えば質問が何となくそれでおるわけですね、補正の（「総務管理費でないの今」の声あり）よろしくお願いします。（「今、総務管理費だから言っているんだけど、議長」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。（「答弁ないの」の声あり）いいですか、答弁。町長。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） いわゆる、全国でも冒頭申しましたとおり、全国の市町村もいろいろな立場で下げる、下げないという市町村がございます。議員のおっしゃるとおり、確かに要求する側、そして支援されている側からすると町としていわゆる給料を下げていくという姿を見せることもそれはそれなりに大事なことだと思っています。一方では、私から言わせますと景気回復ということで各大手企業等に給料を下げないで何とか景気回復をという話もしているわけですよ。そういうところが私とすれば若干こう矛盾も感じるわけですが。いわゆるいづれ先ほど申しましたとおり、人件費的にはもう大槌町としてはこれまで職員を削減してその7%どころではなくかなり削減してきたと。人件費、いわゆる人数もかなり削減してきたということからしますと、そして今のこの復旧復興に当たっているという状況を考えますと、やはりこれは私とすれば下げないで一生懸命働いてもらう、そのことが一日も早い復旧復興につながるものであればそれは容認していただけるのではないかと。そのかわりと申しますが、やはりこのさまざまとこ

ろでの経費節減を図りながら行財政運営をしっかりとしていかなければならないのではないかとそのように思っておりますし、今後においてもしっかりとこの行財政運営のための行政改革を断行してまいりたいとそのように考えております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 確かにわかります。そして、町長がかつて総務課長のとき、よく私はすぐそばに行って、いや職員減らすのやめろやと、職員減らすんなら人件費を少しカットすれば1億も浮くんでないかとか、いろんな話もしに来ました。それで結局その人材、人減らしということはないけれども、削減してきたことによって当然マンパワー不足も生まれたと、私はそのときは行財政が町の人たちにサービスを提供する事業であれば、仕事であれば、人は減らさないで給与のほうを少しでも削減したほうがやり方とすればベターなんじゃないかっていうんで、そういう気持ちでその当時話してきたつもりですけどもね。だから確かに私はそういう人件費の削減しないということについては反対ですけども、町長は町長の方針ですので、その辺はきちっと見ながら検討していただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私はその給与については余りさわりはしないですけども。でもとりあえずちょこっとだけ、会社あれば会社の経営いろんなお金かかるということの発端は、大槌町で言えば町長、副町長、それから下げてだめだったんだったら下にいくというのは、これが企業のやり方ですよ。例えばですよ。だからそれには、さわりはおいておきます。

私のほうは、企画費のほうのコミュニティー助成事業補助金ということ、730万。これの中身というか、私このコミュニティー助成というものに対しては、コミュニティーとは何ぞや、みんなの集まりそして和気あいあいということかつながりかという中で、今大槌町で災害FM並びに新聞、そういうものが全戸配付、それから災害FMに対しては難聴地域とそういうものはありますけれども、それがどのぐらい大槌町の行政並びいろんなものに対しての友好というか親しみを出しているかということになれば、町報よりも新聞が読みやすいと言われているんですよ、なぜか。専門用語がないからですよ。だからそういうものに対して、こういう助成金などを入れてもいいんじゃないかな。災害FMに対しても難聴地域というけれども難聴地域の奥の方々はじゃあ何で情報を入れているんですかってこれ今新聞だけなんです。だから、そのいつものリアリティな本

当に今起きていること、それが即座に電波に乗ってその応急仮設住宅にダイレクトでつながる、町長の言っていることも聞こえる、いろんな部分も聞こえる、そういう部分を大槌の方言を使いながら親しみを感じながら、そういう部分の情報を入れるというのはコミュニティーの感覚でもあるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、町全体で復興を進めるに当たりましては、やはり町民の皆様には現在行政町内各地でといった形で復興に向けた取り組みが進められているのか、随時情報を提供してご理解いただくことが重要でございます。そういった中で、さまざまな媒体を活用することによっていろんな角度から情報を入手していただくという取り組みは必要かと思っております。そういった中で、町のほうでは広報を全戸配付しておりますし、あとマストのほうで情報プラザを運営していると。あと災害FMについても補助をして運営をしていただいていると。そのほか民間レベルで大槌新聞であるとかみらい新聞であるとか、そういったさまざまな媒体が住民の皆様には届いていまして、それでいろんな動きを捉えていただいているというところでございます。災害FMにつきましては、期間限定で限定的な措置として設置された経緯がございまして、なかなかその電波の届く範囲ですか、町内全域という形でカバーしきれない面がございまして、またそのカバーを広げたり、あと通常のコミュニティーFMといわれるものに移行するに当たりましては、やはり経費的な問題もございまして現在当課の中でいろいろ今後に向けた方向性について検討をしているところでございます。

あとは広報につきましては、今のご指摘も踏まえて今後内容の充実を図ってまいりたいと思っておりますが、とりあえず5月から広報の紙面のリニューアルを行いまして、より親しみを持っていただけるような紙面づくりに努めているところでございます。やはり広報が月2回発行されると、しかも全戸配付になるということで一番情報発信を行うに当たっては一番情報を伝えやすいメディアではないかなと思っておりますので、町といたしましてはまずはその広報の内容の充実というところを最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） じゃあ広報について。広報というのは、ほとんど行政からの報告ですよ。行政からこうやりました、こうします。ほかの媒体は、住民が聞いたことに対

して、対して町はこういう考えですよということを言うんですよ。物が違います。それを易しい言葉でやっているというのは、ほかの新聞なり。そしてその災害FMという話の中で、コミュニティーFMにやるときには経費がかかる云々かんぬん。防災のほうにも絡んで、議長これは防災の話もしますけれどもこれは関連ですからね、とめないでくださいよ。災害、私は前から言っていました、災害FMを防災の1つになる得ると。生き残るのは、システムで生き残るのはその元の電源がある放送をする部分と、受けるほうの受信の部分ですよ。あの災害のときに受信できなかった、元がなかったからですよ。だからこの経費がない、今の財政ではこれは震災前の言っている言葉ですよ。それを震災後また言うんですか。またここたたくと注意するって言われますので、ませんけれども。私は同じことは二度と繰り返さないというためにここに立っているんです。1つの情報源、情報を発信する場所でなく、それがだめだったら次のもの、それしない状態だとまたなくしますよ、なくしてはならないものを、そこまで私は言いたくなります。そういう意味でのことを考えたらね、だってあれでしょう総務部長、流されて、家にいて寒い思いして、助けてくれるのがわからなかったでしょう。寒かったとかそういうこと考えてみてさ。ここにいる方々、プロパーの職員の方々流された人は多いよ、それで助かってきたとき毛布かぶってきたでしょう。私たちが流されているんな目に遭いました。だから、私はここに立って、それを言わなくちゃない立場でここに来ているんですよ。それに対してまた経費がないという言葉、言えますか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 防災行政無線から申し上げますと、防災行政無線は当時無停電源装置が働かなかつたかどうか定かではないところがあるわけですが、1回しか鳴らなかったということで避難が遅れたということは、大変危機管理がそういう部分では幾ら無停電源装置をつけていた、でもそれが実際に働かなかつたということは大変遺憾に、残念に思うわけでございますが。今現在、その仮設住宅利用河川の上流に位置して災害FMもなかなか聞こえづらいということ、このことについては私もこれは何としてもやはり改善していかなければならないんだということで、仙台の東北地方通信局のほうに局長さんとお会いして災害FMのこのまづもって存続についてお話を要望をしたわけですが。ご承知のとおりこの放送法の中で災害FMというものは、かなりの年数を想定したわけではなくて、いわゆる数カ月単位の想定した災害FMであるわけですが、このような東日本大震災の大規模な災害仮設の中で長期間強いられているという状況を鑑みます

と、コミュニティーFMに移行しなければならないんだとは言いながらも、コミュニティーFMは現在そのスポンサーがいるわけでもないということからすると、やはりこの災害FMを何とか継続お願いしたいと。ただ電波が弱いとか向きが悪いのか聞こえづらいということで、とりあえず事務段階としてその今電波を出しているその向きがいいのか悪いのか、電波が弱いのかどうか、その辺を調査してもらうことに今なって調査を進めております。結果として、やはりどうしても聞こえないということであれば、アンテナをつけたハード的な対応をしていかなければならないんだと思っております。

それから、まちづくりが進んでいく中で被災前からも防災行政無線はエコー等が重なり合っただけでなかなか聞こえづらいということが過去のこの議会においても一般質問等であったということから、何とかこの防災行政無線を聞こえるような形にしたいということで、個別受信機を検討していかなければならないのではないかと思っております。ただ、その個別受信機は個別のアンテナまで含めると6万から7万ぐらいということで、これもかなりの3億程度の事業費がかかるということで検討を進めなければならないわけですが、財政的な面から。いずれにしても、大槌町はこのようなキュウリのような形で山間が重なり合うというところでは防災行政無線はかなり聞こえづらいということから、やはりその防災行政無線も向きを変えながらやりつつ、個別受信機の対応もしていかなければならないそのように考えておまして、いずれ被災住民あるいは被災していない住民も含めてこの情報が的確に伝達する方法を考えていかなければならないと思っております。そのためのこの今の議会も、今映せる環境にあったわけですが、被災前その地域情報通信基盤整備事業でもって23年の3月20日完成予定のものが流出しておおチャンネルができなかったということがあるわけですが、そのおおチャンネル的なところの復旧するところは復旧しておりますので、この災害FMを緊急雇用等の関係もあるわけですが、その辺のところも使いながらそのテレビに音声も乗せてやるような形で情報の伝達のあり方ということも今後検討していかなければならないなど、そのように思っているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 町長そのとおりです。本当に前向きな答弁ありがとうございます。本当に防災を兼ねる、それから個別の受信器、ネットでやれば情報いろんなもの災害FMなるものもネット引いている人たちは結局聞けます。でもご老人たちはネット開けるのか、よく役所ではホームページって、ばあちゃんにホームページってなんだと、なん

かの本かという話も言われます。地域の懇談会でもホームページということで、前大声出されてホームページなんかねえぞっていう話も前あったんですよね。私も初めて震災後笑ったのは、この災害FMで、大槌弁で丸出しでやってたからそれを聞いて初めて笑いました、そのときに。だから印象があるんですよ。それまで本当にテレビを見るのも嫌だ、この中にも結構いると思いました、見るの、なんで笑っているの、何がおもしろいんだっていうことで、だけれども地元の言葉で笑ったりいろんな地元の言葉で話すということも、本当に聞いて和やかになるというか、だから私はそういうのが、私個人がいいっていうのではなくみんなもいいんじゃないかなという心です。

それで、町長のコミュニティーからそれからいろんなお金かかるということに対しては、議員のほうもいろんなお手伝い、または本当に予算難しいかもわかりませんが、ないとは言わないで向けるという方向で言っていますので、財政当局もまた各局の部長さん、大槌町見渡してたまに在のほうに上がって行って見てください。そうすると、ばあちゃんたちが本当にうろろろしています、徘徊じゃないですよ、徘徊じゃなく何をおっしゃることもないところもあるんです、押せば音楽聞けば楽しみもふえるということで、コミュニティーというお話をいたしました。いい方向になるようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 進行します。

4 款衛生費 2 項清掃費。三浦 諭君。

○1 番（三浦 諭君） 倒壊家屋委託料ということで、たしか大槌中学校も解体の予定と記憶しておりますけれども、あちらのほう解体時期はいつぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 大槌中学校につきましては、県のほうでしていただくというふうに伺っております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1 番（三浦 諭君） 県で、町ではなく。あちらの部分、県営住宅も建ってきますし、大ヶ口、屋敷前の公営住宅も10月ぐらいに完成予定ということで、これからどんどん住宅建ってくるのかなど。それとあわせて大ヶ口大橋であったり、都市計画の道路等がいろいろと絡む場所でもあると思います。前ちょっと説明で聞いたんですけれど、中学校のほうに一部アスベストを含んでいるということで、人口もふえてくる前に早目に解体されたほ

うがよろしいのではないかなと思いますけれども。県で解体ということで、早目に解体されたほうがいいのかと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 三浦議員の関連ですけれど、町立学校の町立の建物を県に委託するというのはちょっと違和感を覚えたんですけれど、その理由は何なのかということをもっとお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） お答えします。

建物そのものがアスベストが絡んでおりまして、そのアスベスト処理についてはちょっと町のほうでは撤去の方法等も含めてなかなか難しいということで、県のほうへ委託して県のほうでやっていただく形で。今のところ7月には入札されて、8月には着工できるのではないかなと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） この倒壊家屋がお家のことなのかどうかはさておき、その倒壊家屋というイメージでいくと今盛んに基礎撤去を行われております。町並みの中に承諾書を出した方々の土地についてはどんどん進んでいるのですが、やっぱりこう歯欠けになっている土地があって、町のほうも出してくださいとは言いながらそれっきりなんじゃないかなというふうな感じがしているんですよ。なので、近づいてくると近所の人に聞いてからここはどうなっているのかなみたいな話で、連絡が取れば暫時承諾書を出してもらいやり方というふうに伺っていますけれども。これ仕事進めていくに基礎があっては困るわけですね。前の説明書の中に、その区画整備事業が進んでいったときには承諾書の有無にかかわらず、なんか解体するような旨の話があったので、そういうふうにとらえている住民もあるのですが、今後この残っている部分についての対応策みたいなものをちょっとお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 現在行われております基礎撤去については、申請されていない部分についてもうちは把握しておりますので、現場が近くなった場合その部分についてはコンサルで現場管理もさせておりますので、そちらのほうから固定資産等で所有者を調べて直接連絡させてもらって、今やっているのも申請を出してくださいという形で漏れのほうは潰しにいつている形になっております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） それでは今なっていないところも、ほとんどが把握されているということで、リストのほうは。例えばもう大槌に住んでいなくて、家族さんもう流されたんだけど息子さんが盛岡に行っていると、それは連絡次第、何ていうのかな、きちっとこうルートを持っていてやれる方向にいつているのかどうかということで。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 一応固定資産等で、うちのほうで把握できる部分については連絡しているんですけども、100%所有者が特定できているというふうにはできていない形になっていると思います。100%じゃないという解釈です。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） その100%でない分が、例えば1カ所残るわけですよ。残すのか、いや最終的には撤去するんですよという話に行くのか、そこら辺のこれからの話と、あと7月末ぐらいまでには全部撤去したいという一応方向性は言っているわけなので、そんなに期限がある問題でもないと思うのですが。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 他事業で絡んでいる部分につきましては、今回ことし本年度で撤去のほう終了いたしますけれども、他事業では対応できると思うんですけども。全然事業のかんでいないところで申請が上がらなかった場合については、個人さんで撤去していただくという形に最終的にはなる形になります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） さっきの解体。大槌中の解体に出てきたアスベスト。じゃあその県なるものが入札をかけるということで、アスベストというものはアスベストの専門業者というものがありますよね。それはアスベストのちゃんとした処理をできる業者。その業者の解体業者が入るんですね。いいですか、仕事が取って解体、そのアスベストの業者を呼ぶんじゃなく、その会社自体アスベストの処理もできる会社を呼ぶんですね。これが、そうじゃないことだったら話は別ですからね。どこが取ろうがアスベストの解体業者が入るとなれば、これはどこでもできる話ですからね。そこのところをちゃんとお聞かせお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） まことに申し訳ないんですけども、現在県が発注する

特記仕様書についてはうちのほうでデータをもらっておりませんので、発注の内容についてどういう形になるかは現在資料ございません。ただし作業の予測として、特化則という法律に基づいては作業の監督員がおらない場合は絶対に作業ができませんので、その辺が下請けで入るのか、直営で入るのかは仕様書を見て返答させていただきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） このいきさつとかそういう部分も全部わかっているんです。いろんなものが入ってきて、いろんなものを騒いでやって、結局は町でカバーできれないという部分に対しても。だけれど、そういう騒ぐ人たちが自分のところに仕事を寄越すためにという、悪い意味で、ことだと思っていますけれども。

まず、恐らく大槌病院に関してもいろんなものがありました、実際。あそこにもあったはずですよ。じゃあその業者さん、私調べました。じゃあそこでありましたかって、その業者さん持っていますかって、そうじゃないですよ。ちゃんと来ていますよ。あそこより大槌中は小さいんです。ある部分もわかっているんです。町はアスベストに対しては、どこの建物に対してはどこにあるということをちゃんと調べていましたよね、教育長。はい。だからわかっている部分がちゃんとあるんです。じゃあ何で県がやろうとしているのか、私もちょっとわかりませんけれども。わかりませんというか知っているけれども、余りまあ。早く解体してほしい。ただ言っておきますけれども、余りにもできるものに対して、大槌町だったら大槌町のほうがいいんじゃないの。これ言えば違反になるかなんないかわからないけれども。どうなんだかわかりませんけれども、私はできるものはできて大槌町でやりたいと、そういう思いはしていましたけれども。これは意見だけで、休憩お願いいたします。

○議長（阿部六平君） それでは、清掃費を終わります。

2時55分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時46分

○

再 開

午後2時55分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

6款農林水産業費1項農業費。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） シカパトロール、現在はシカだけでなくかなりの鳥獣被害が出

ております。うわさによれば、土坂峠付近にイノシシを見たという話も出ていますので、今後のこの鳥獣のパトロールは重要になってくるかと思えます。

それで、うちの今まで熊の被害とすれば田んぼほとりばかりだったんですけども、去年はもう遠慮なくすっかり全面やられてしまって、それで電牧等をほしいなということで、今までは町のほうでも貸し出ししていましたが流されてしまったので、それでこれに対する補助とかそういうものはないのかどうか。遠野市では8割補助、ちなみに行っています。よろしく、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） まず、シカパトロールでございますが、これ今年度から一応スタートすることで予定してございます。7月の1日から猟友解禁前の11月15日まで隔週、1週間、週に1回の割合でパトロールをお願いするというので、先日実は委員会を立ち上げて協議してございます。この中で一応予算課目ちょっとは下のほうにあるんですが、鳥獣の被害防止緊急捕獲対策補助金、これは前に議会でも、例えばシカを捕獲してもそれに対する個別の補助が釜石にはあるんだけど大槌にはないという話があって、これも具体的に県のほうに要望をして通りまして、1頭につき8,000円という数字が大槌町のほうも該当になりました。これにつきましても釜石大槌猟友会のほうに委員会の中で説明してございます。その中ではあくまでもシカが一応限定されますが、今おっしゃったイノシシについてはちょっとはつきり把握してございませんでしたけれども、それ以外の有害駆除も含めたものについてはいろいろその猟友会のほうからも情報、お互いに情報交換をしながら進めてまいりたいと思います。

それから、電気牧柵については昨年度まで小槌のほうからずっとおりてきたんです、町のほうで設置、個人のほうに対して設置しておるのですが、今度あわせて金沢のほうも含めて両在から事業を実施していきたいと思っております。当初予算で若干予算は計上してございますが、今後の推移については改めてまた協議したいと思えます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それから、ハクビシン等電牧なかなか効かないので、捕獲する以外にないかなと思えます。捕獲には免許等必要になってくるかと思えます。それで捕獲の免許の補助とか、猟友会のメンバーも少なくなってきたのでその辺どうでしょうか、補助とかそういう考え。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君）　ハクビシン、確かに最近有害駆除の中ではこれがもういろいろ情報がございます。実際にこちらのほうに情報提供をして、出てきているのでということで実はつい先日も桜木町で捕獲したケースもございます。ただ、おっしゃったように捕獲する際にはいろいろ資格等もございますので、これについては早急に検討をしてみたいです。

○議長（阿部六平君）　金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君）　今、俊作君のほうから話が出ましたけれど、このハクビシンに限定すれば1年に2回ほど子供を産むと。それでこれがすごいふえてしまって、もう海岸線からこの金沢のほうとか小鎚のほう、雪が降っても歩いていると。餌が十分にあれば1年に2回子供を産むので、これとんでもないふえてしまったんですよ。ただこれは外来種だから、だから今の話じゃないですけども捕獲器をそういうもの何とか手に入れて、もうこれについては無条件に農家の人たちにとってもらったほうがいいんじゃないかなと。なかなかこれを猟友会でちょっととるっていうのも、これ大変な話なんで。この外来種については、そういうなんか捕獲器を何とか補助出してもらって、数でこなさないとうもこれ処理できない状態ですけども、どうですか。

○議長（阿部六平君）　産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君）　早急に検討します。

○総務部長（平野公三君）　進行します。農業費いいですか。（「はい」の声あり）

林業費に入ります。2項林業費。

進行します。3項水産業費。（「進行」の声あり）

進行します。11ページ。8款土木費2項道路橋梁費。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君）　工事請負費のその減額の関係ですけど、これは3月当初予算に計上をされておりました。それが3カ月たって計画変更減額、その理由をお聞かせください。

○議長（阿部六平君）　復興局長。

○復興局長（那須　智君）　この町道寺野線整備工事でございますけれども、これ寺野線の歩道の設置でございます。それで今回その道路事業のほうで最初復興交付金事業をとっていたのですけれども、これはちょっといろいろ復興庁さんとも協議しまして、防災集団移転促進事業のほうでできないかということで、ちょっと協議をもう1回してまして、そのためちょっと一旦落とさせていただいたというような経緯でございます。

- 議長（阿部六平君） 東梅康悦君。
- 6番（東梅康悦君） 確認ですけど、そうすると若干工事は遅れるけど、来年、再来年度中には実施できるということで理解してよろしいですか。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） それについては、間違いなく歩道の整備は行ってまいりたいというふうに考えてございます。
- 議長（阿部六平君） 岩崎松生君。
- 11番（岩崎松生君） 委託料ですが、沢山地区の幹線道路整備業務委託料。これ沢山から源水に通す橋かなと思うんですが、違うかなこれ。まずそのところ。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） これは沢山地区幹線道路というのは、今の北小の脇から新しくできる小中一貫校に向かう道路の部分でございます。
- 議長（阿部六平君） 岩崎松生君。
- 11番（岩崎松生君） それでしたら、その件で伺います。

沢山地区は、かなり地盤が沈下しているということで一般質問の中でもありましたが、盛土の件ですね。道路についてはどうなのでしょう、その盛土との関係で道路の高さということもあるんですが、その盛土に合わせたような道路のつくり方をするのかどうか。

それともう1つはその排水、側溝もかさ上げしなければならないと。復興局長の話であれば、その排水溝の周辺の盛土のお願いをしていると。町長の陳情の中には沢山地区の盛土ってあるのですが、そのところは全体的な盛土なのか、その局長が言うような側溝の周辺だけの盛土なのか、そのところなんか統一していないような気がするのですが、その辺も含めてお願いします。

- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） 今回復興交付金事業の下水道事業の雨水事業で復興庁のほうと協議してございますのは、基本的には沢山地区の内水排除ということで今の沢山沢川を大槌川に抜くわけですけども、その中に最終的に強制排水のポンプをつくるとした場合、そのポンプをつくる経費よりも盛土のほうが安ければそういった事業を効果促進事業にできないかということで今いろいろ調整をとっているところでございます。沢山地区全体を盛土するというようなものでなく、あくまでもその内水部分についての排除

を目的として一部の部分を盛土するというようなことで、その区域については今後もいろいろ協議していきますけれども、そうしたことでやるということで全体の盛土というものではないということだけはお答えいたします。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） ここについては、町長からもその考え方というのもちよっと聞いておきたいなと思うのですが。

それと、せっかくその沢山地区これから大きな町になっていくんじゃないかと思うのですが、いろんな形の道路整備というのは必要だと思うんです。例えば、バイパスから北小の裏を通って迫田の広い道路、ああいう道路なんかも整備しなければならないと思うのですが、今後そういうところも考えていただきたいし。

それから請願の中にもありましたけれども、大ヶ口地区のその用途変更ですね。沢山地区においてもそういうところが、もう宅地がみんな上に上がっていきますから、事業系も上がっていくと思います。そういう面で、その用途変更というのも考えなければならぬのではないかと思います。その辺もあわせてお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 沢山地区の用途の変更等については今後、先ほど大ヶ口のところでもお話しましたけれども、今言った防災集団移転促進事業の住宅団地も造成されていくというような中では見直しを考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 4項都市（「ちょっと待って、町長からもその…」の声あり）
（聴取不能）復興局長。

○復興局長（那須 智君） かわってお答えいたしますけれども、基本的に私有地を盛る盛土の手法というような事業は公共事業ではございません。今回たまたま区画整理事業は、津波に浸水する部分について浸水しないところまでは盛れるということを特例としてやっていますけれども、基本的には私有地を盛るという盛土は基本的にはないので、そういった補助事業はまずありません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今の関連で質問をさせていただきます。

今の関連でいくとその排水事業のところだけ高く上げて、あとの私有地は盛土をしないみたいに受け取りました。であれば今後、先ほど岩崎議員がおっしゃったように沢山

地区というのは大槌町の中でも大変重要な位置を占める町方になり得る場所と私は認識しております。そんな中で、道路よりも宅地のほうが低い状況で町ができた場合にどうなんだろうと、住民が果たして納得できるんでしょうか。もしその雨水の排水路が災害によってあふれた場合に、どこに水は流れるんでしょうか。恐らく低いその定置の住宅地に流れ込むのではないのでしょうか。やっぱりやる以上は、その土地を利用というか安全に使う意味では全体の盛土というのがやっぱり必要になってくるのではないのでしょうか。その辺を含めてやっぱり新しい町をつくっていくわけですから、ただその間に合わせみたいな事業でやるのではなくて、きちっとその形づくることが大事なんではないかと思うのですが。どうですか、その辺。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 何度も申しますが、そうであれば単独費を用いて盛るということしかないのですけれども、基本的には補助事業のメニューはございませんので。いずれ今のところはその盛るという話もまだ協議の段階でして、どこまで盛れるのかというところもまだ全然詰まっていない状態です。ただ、今までは全然盛るというのは無理だったと、ただ今回の中ではそういった話では盛ることも可能ですよというところまで、やっどこまできたと。それはどこまでじゃあ盛れるのかと、全体まで盛れるのかどうかというのは今後の協議次第だということで今後もそういった、今の東梅議員に言われたことを念頭に置きながら協議を進めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） あとは大事なのは沢山地区の住民の人たち、あの用地に土地を持ってあそこに住宅再建をしたいと思っている人たち、そういう人たちの意見、やっぱり話し合いというのが必要になってくるのかなというふうに思います。やっぱりまちづくりは大事な部分ですので、ぜひそこをお願いしたいなど。ぜひ、後から結局また浸水してしまったやということのないように。何も津波だけではないはずなんです、災害というのは。今後考えられる豪雨、記録的豪雨とよく言われる、想定外という言葉はよく使われるのが最近多くなってきましたけれども、やっぱり想定されるものとして考えていかないとやっぱりいい町はできない。せっかくつくるんですからその辺踏まえて、やっぱりどういう形でやれるかを検討しながら、ぜひいいまちづくりをしてほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。

進行します。4項都市計画費。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 都市計画費の補償の移転補償のことについて伺います。当初、防集で移転促進事業で、それでも修繕して住まれている方々等について、補償費が出てから最終的には決めるという話があって、最初3月ぐらいに出るか、4月に出るか、5月に出るか、昨今では6月には出るんじゃないかという話があるのですが、現状とすればいつごろその各家庭に対する補償費、金額等が出る予定なんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 建物調査はもう既に終わっているんですけども、ちょっとその件数が非常に多くなっておりまして、ちょっと今その算定を、非常に個別に一軒一軒のそれから木材の大きさだとか家財の数量だとか、そういったことを細かく全部積み上げていかないと移転補償というのは出ないので、通常だと1、2カ月かかってしまいます。今、その件数が大体20件近くなりますので、ちょっとその時間については今コンサルのほうへできるだけ早く出せということでは言うておりますけれども、ちょっとまだもう少し早く、早ければ6月末ぐらいから7月には出てくるかなというふうに思いますので、それを見ていただいてその移転どうするかというご判断をいただくということに今地元と話をさせていただいている状況でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） もちろん各家庭のつくりも構造も違うので、各家に対する補償金額も違うんですね。ただ、どうしてもその十数軒、20軒弱の家が集合というか1つの集落の中にあるので、出すときに例えば最初に出したところと隣の家が出ていないという話になると、これもなんかちょっとやっぱり地域としては不具合ですよ。なので、できれば集約した形で一斉発送なり一斉に呼んで話をするなりして提示をして、それでそういう金額であればじゃあみんなまとまって危険と言われているわけだから移転しようとか、それでもこの補償費では次建てられないから同じグレードは建てられないからもう俺はここに残るって言っているような人もいるとも聞きますけれどもね。あらかたはその移転補償費の多寡によってやむを得ないだろうという話で今進んでいるやに聞きますので、そういうような話で持っていただければなというふうに思います。要望です。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 関連で、その工事に伴う移転補償費のところでお伺いをします。

震災から2年3カ月を経て町方地域または浸水して倒壊して何もなくなったところに、いろんなプレハブ、仮設の商店ができて今現在営業をしているわけです。これはこれで大槌町にとって、大槌町の住民にとって大変明るい話題で大変町民にとってよかったなというふうには思っております。ただ、うわさで聞いたんですけれどこの浸水域に後から区画整理事業が入るにしろ何にしろ事業が入るのが前提でわかっているところに営業をして、今回の盛土、それから区画整理に伴って移転補償が出るやに来ておりますけれど、これは本当でしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 区画整理の区域内で既に建っている建物につきましては、全て区画整理の事業のためには移転を余儀なくされてしまいますので、どうしてもその盛土とか道路の拡幅、そういったことで移転をせざるを得ない分については移転補償費というのは出るようになっております。そのためにはほかの地区も同じですが、移転のための家屋調査をさせていただいて移転の補償費用算定をする必要がございます。一応、今現在区画整理の区域の中に建っているものについて移転をしないといけないもの、そのまま残る、残ってもいいというものもあるのですが、移転をしないといけないものについては全て移転補償費の対象になります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） これも大変私はなんか知らない予算を使ってしまうのかなという気がしています。この災害があつてある程度被災して住めない状況の中に建てるときに、町として何で規制をかけなかったんだらうかなと。規制というのは、例えば建ててもいいんだけど移転する際には自己負担になりますよぐらいのことは言ってもよかつたのかなと。ただ、それを伴ってやっぱり皆さん営業したのは町民のためという思いもあつたりもしてやってくれていた部分があるわけです。今回、ある部分で実は設置したときよりも高い移転費用が補償されるという話も聞いております。何でかと言うと、業者がないからです。今新築工事やらなんやら工事が入ってどこも忙しいわけです。そういった関係から設置したときよりも費用がかかるという状況の中で、いかがなものかなと思つて質問をさせていただきました。

それから移転先についてはどうなのでしょう。その辺も町として、例えば提供するのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 原則はご自分で移転先が見つければ移転先を確保していただくというのが当然なのですが、どうしてもその場所は工事のために使用するという形になりますので、そのために一時的にどこか移転をしてまたそこに戻るといふことになれば、ある程度の移転先というのもある程度その町のほうで確保せざるを得ない部分も出てくるかなというふうに思います。それによって移転の費用、一旦どこかで営業してまた戻ってくる費用も見る形になりますし、もうその本当にもうここは別のところで全く移転をするということになりますので、なる場合については移転をする費用だけという、その個々の方のいわゆる土地利用の仕方、あるいはその契約といえますか土地の所有者との関係もありますし、本人さんの再建の意向もありますので、その辺で移転費用の算定も若干違ってまいります。

○議長（阿部六平君） 進行します。5項住宅。

進行します。9款消防費1項消防費。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 消防費のところの備品購入のところ、防災備蓄倉庫備品購入費1,300万とあります。町長の報告のところ、日赤から防災の備蓄倉庫に設置の準備を進めているというのは、これは関連あるものなのではないかということと、倉庫等備品購入ということなので、どこに何カ所程度のものを考えられているのかをお願いします。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（内城 仁君） お答えします。

今回の補正の部分につきましては、日赤の倉庫6カ所を予定しておりますが、それとは直接は関係ないものでございます。既存の町でございませぬ備品の倉庫などに補充をする、補填するということでの購入費用というものでございます。具体的に購入したものをどこにどれだけ配備するかということにつきましては、今後その地域の必要性だとかそれを判断した上で決めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 既存の防災備品庫というのは、例えば学校の備品庫とかそういう話ですかね。どこの話なのか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（内城 仁君） 既存のものといましては、大きいものとしては旧小鉾小学校でありますとか、旧金沢小学校に大量に備蓄がございませぬので、そういった部分が一応既存のものとしては5カ所ございませぬ。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 3回目です。じゃあその日赤さんから提供される6カ所というのは、それ以外のところで想定されているんですかね、それともこれから検討なさるんですかね。もしあらかじめ決まっているのであれば、どういうところに6カ所程度整備する予定だっというのをお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（内城 仁君） 日赤さんからいただく倉庫につきましては6カ所予定してございまして、現在5月末に業者さんの現地調査を終えているところでございまして、想定している場所といたしましては、申し上げますと1つは桜木町地区に1カ所、それから寺野地区に1カ所、それから大ヶ口地区に1カ所、それから大槌 といいますが、具体的にはかみよ稲穂館周辺を予定しておりますがそこに1カ所、それから沢山地区、こちらは大槌高等学校を想定してございましてそこに1カ所、そして最後は吉里吉里地区に1カ所という予定でございまして。最終的には、業者さんの現地調査の結果を伺った上で最終的な決定になるというところでございまして。

○議長（阿部六平君） 進行します。10款教育費2項小学校費。

進行します。4項社会教育費。（「進行」の声あり）

進行します。11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費。（「進行」の声あり）

進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第50号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第51号 平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第18、議案第51号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正

予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 議案第51号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額3,080万円は、震災復興特別交付税の繰り入れによるものです。2項基金繰入金、補正額1億2,320万円は、復興交付金基金繰入によるものです。

歳入の合計は補正額1億5,400万円で、計35億5,725万円となります。

2 ページ目をお願いします。

歳出です。2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額1億5,400万円の主なものは、復興交付金事業における効果促進事業による大ケロ公共下水道整備事業の委託料と工事請負費の増によるものです。

歳出の合計は補正額1億5,400万円で、35億5,725万円となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。5ページ、歳入。一括審議いたします。小松則明君。

○7番（小松則明君） 5ページ、余りこれは問題じゃありません。復興局長、きのうから、きょうからずっと見ているんだけど、復興局長かなり広い範囲一人でやっていますけれども、これ大変なあれよ。みんな相手だからね、誰か予備の人を連れて来なかったら最後には口きけなくなったらどうするの。これ町当局でも考えないと、復興局長だけで答弁させるってこれいかなものかなと思うんだけど。議長からも町当局に言わないと、復興局長が病気になったらこれ誰が見るんですか。これ本当の話、これずっと答弁して、ドリンク飲んだのちゃんと。気をつけて。町長、やっぱり体大事だからその部分は気を使うということをやったらいかがでしょうか、これは余分なことだと思いますけれども。だけれどもこれは大事なことです。町の職員が体を壊せば、復興は進みません。意見です。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 下水道について。まず1つ目は、正常に稼働しているかどうかと

ということと、それと前も触れたのですが将来の町の形というのはもう完全に変わって、両沢に入っていくわけですね。そういう中で、現在の場所、要するに津波とかなんかあと増水もこれから考えられると思うんです。そういうことを考えて、今の場所でのうなのかということ、2点について。お願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今現在、大槌町大槌浄化センターについては普通に稼働してございます。

それから場所についてでございますけれども、浄化センターは一般的には普通一番最下流のほうにつくりますので、今の位置からさらに上流に上げるということはちょっと今の段階では考えておりません。また、現在の下水道の浄化センター、当初30億程度かけてつくっていますし、また再度つくるとなると50億円程度以上の金額がかかるということで、現在は今の場所での操業を考えてございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 前も言いましたけれども、延々と住宅のないところを持ってこなきゃいけないわけです、ずっとここまで。現にもうその源水とか大ヶ口、さらにこの中学校の跡地にもいろいろ住宅が建っていくと、急激に人口も増加するわけですね。そういう中で、どうなんでしょうね。これを今現在の場所を使用していくというのは、いろいろ管理上もやっぱり好ましくないと思うんですよね。急にこんなこと言って大変申しわけないんですけども、そういう現状だということをお皆さんで理解しつつ、将来の大槌の下水道がどうあればいいということもあわせてやっぱり検討する必要があると思いますので、まず要望をして終わります。以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第51号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第52号 平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第19、議案第52号平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第52号平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

4 款繰入金1 項他会計繰入金、補正額3,807万5,000円は、震災復興特別交付税の繰り入れによるものです。

2 項基金繰入金、補正額1 億6,312万5,000円は、復興交付金基金繰入によるものです。

7 款1 項町債、補正額1,630万円は、復興交付金事業の増によるものです。

歳入の合計は補正額2 億1,750万円で、計9 億1,412万円となります。

2 ページ目をお願いします。歳出です。

2 款漁業集落排水処理事業費1 項漁業集落排水処理施設整備費、補正額2 億1,750万円は、一般会計に計上していた復興交付金事業による吉里吉里地区、浪板地区の雨水排水処理に係る委託料と工事費の組みかえでございます。

3 ページ目をお願いします。第2表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業、補正前限度額6,930万円、起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率年5.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる場合利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合には債権者の協定するところによる。ただし町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利息に借り換えることができる。補正後限度額8 億5,600万円、この限度額の増額は復興交付金事業の増によるものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じですので省略します。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。3 ページ、第2表地方債補正。（「進行」の声あり）

進行します。6 ページ、歳入。一括審議いたします。（「進行」の声あり）

進行します。7ページ、歳出。一括審議いたします。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 簡単なことをわからないからお伺いします。局長が何件も、今小松議員が言うようにお疲れのところ大変だけれど簡単なことだから。

この一つの漁村集落の排水処理事業設備が一般会計のほうから今度は漁業集落に酌みかえになったということ。何ゆえにそのようなやり方をやったのだから、その辺のところだけ聞いておきます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） これまで漁業集落排水整備事業についての雨水事業は、これまで一般会計でずっと処理してございました。ただ今回、公共下水道事業のほうでは雨水整備に関しても特別会計のほうで処理してございます。今回同じ雨水でも、今回は側溝等ではなく雨水管路ということですので、公共下水道と同じように漁業集落排水事業においても特別会計のほうに計上をかえさせていただいたということでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） なんか聞きづてならない、管路という話になってきたんだけど、結局ということは雨水を管にも流してもいいってことなの。そういうことじゃないでしょう。あくまでも雨水は雨水でしょう。だから今までは一般会計でやってきたものなわけだ、それこそトイレだとか勝手場とかそういうのはもちろんそういうふうにやっていたんだけど、それが今度こういうふうに組みかえになってきたということは、雨水がこうなってくればどうなのかなと1つの疑問を持ったものだからね。その組みかえの理由が今なんだか管路云々かんぬんって言うんだけど、我々は素人だからわからないけれどもね、その辺のところなんか今までは雨水は雨水なんだということで側溝をつくってやったわけだ。それが何だ今度は管路云々かんぬんその辺のところ、もうちょっともう1回聞かせてください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 言葉が足りなくて申しわけございませんでした。

当初、この漁業集落排水事業は道路側溝等も補助事業でできるということで始まったものでして、そのために普通の一般会計のほうでそういったものの工事は進めてまいりました。どちらかといえば雨水よりも道路側溝に近いだろうというような認識の中で進んでまいりました。それで今回もこれは町方と同じで分流式という下水道方式を使っています、雨水と汚水の排水の管は別々にやります。ただ今回こういった中で、吉里吉

里と浪板地区の雨水事業をきちっと整備するという中では下水道事業として行うので、漁業集落排水整備処理事業の特別会計のほうに計上させていただいたといこととございます。（「わかりました、悪い意味で聞いたんじゃないから」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第52号平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時35分

_____ ○ _____

再 開 午後3時39分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

_____ ○ _____

○議長（阿部六平君） 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま請願審査報告・閉会中の継続審査及び発議案並びに議員の派遣についてが追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

_____ ○ _____

追加日程第1 請願審査報告

○議長（阿部六平君） 追加日程第1、請願審査報告を議題といたします。

24請願第4号大槌町畜産振興公社解散に伴う今後の新山牧場の利用について、産業建設常任委員長の報告を求めます。小松委員長、ご登壇願います。

（産業建設常任委員長 小松則明君 登壇）

○産業建設常任委員長（小松則明君） 産業委員長の小松でございます。請願審査結果をご報告いたします。

24請願第4号大槌町畜産振興公社解散に伴う今後の新山牧場の利用について、審査結果を御報告いたします。

本請願については、昨年12月定例会において付託されておりましたが、6月11日に委員会を招集し、審査いたしました。本請願は、大槌町畜産振興公社解散に伴う新山牧場の保全に係るものであります。畜産業は町にとって重要な基幹産業であり守っていく必要があることから、委員会はこれを採択することと決定いたしました。審査結果につきましては請願審査報告どおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

24請願第4号大槌町畜産振興公社解散に伴う今後の新山牧場の利用についてを採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

続きまして、請願第5号用途地域変更の請願書について産業建設常任委員長の報告を求めます。小松委員長、ご登壇願ひます。

（産業建設常任委員長 小松則明君 登壇）

○産業建設常任委員長（小松則明君） 請願審査結果報告。請願第5号用途地域変更の請願書について審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、6月11日委員会を招集し、審査いたしました。大ヶ口源水地域は現在、災害公営住宅の建設や高齢者世帯が増加してきておりますが、都市計画法でスーパーなどの商店が建てられない地域となっております。このことから、地域の住民が快適な生活ができるようにするため、スーパーなどが建てられるように用途地域の変更が必要と思われ、委員会はこれを採択と

することに決定いたしました。審査結果につきましては請願審査報告のとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

請願第5号用途地域変更の請願書についてを採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

○

追加日程第2 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（阿部六平君） 追加日程第2、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務教民常任委員長から請願第3号生活保護基準の引き下げはしないことの意見書提出を求める請願書について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号生活保護基準の引き下げはしないことの意見書提出を国に求める請願書について、総務教民委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

た。

○

追加日程第3 発議案第2号東日本大震災復興対策特別委員会の設置について

○議長（阿部六平君） 追加日程第3、発議案第2号東日本大震災復興対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 発議案第2号東日本大震災復興対策特別委員会の設置について提案理由の説明を行います。

次のページをお願いします。

東日本大震災により未曾有の被害を受けた大槌町は、多くの町民が犠牲となり多くの財産が失われました。一刻も早く町民を安心させ、希望を持てる対策を講じることが重要であります。そのためには、議会が一丸となり議会機能を発揮し、震災後の復旧復興に向けてスピード感ある取り組みが我々に課せられた責務でもあると思います。以上の理由により、東日本大震災に係る復興対策特別委員会を設置するものです。

議員の皆様方におかれましては、何とぞご理解とご賛同を得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

また名称についても、中身についても1ページ目に記入されておりますので、ご参照ください。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

発議案第2号東日本大震災復興対策特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

東日本大震災復興対策特別委員会の正副委員長互選のため暫時休憩いたします。会場は議員控室でお願いいたします。

なお、委員長の互選については年長の委員が臨時にその職務を行うことになっております。

では、暫時休憩いたします。

休 憩

午後3時50分

○

再 開

午後4時07分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

東日本大震災復興対策特別委員会の正副委員長は、委員長は金崎悟朗君、副委員長は東梅康悦君に決まりました。

○

ここで、復興対策特別委員会委員長の御挨拶をいたします。ご登壇願います。

（復興対策特別委員長 金崎悟朗君 登壇）

○復興対策特別委員長（金崎悟朗君） ただいま、議員全員によって金崎悟朗私ながらも復興特別委員会の委員長に選任していただきました。非力ながらも一生懸命頑張りますので、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

○

追加日程第4 発議案第3号消費税増税に反対する意見書（案）の提出について

○議長（阿部六平君） 追加日程第4、発議案第3号消費税増税に反対する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務教民常任委員長。

○総務教民常任委員長（後藤高明君） 発議案第3号消費税増税に反対する意見書（案）の提出について提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、さきの3月定例会において請願第2号として提出され可否同数の結果、議場採決で採択されましたことから、今期定例会で意見書を提出することにしたものです。

提案の趣旨は、意見書（案）のとおりでございますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第3号消費税増税に反対する意見書(案)の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立多数です。よって、本案は原案の通り可決されました。

○

追加日程第5 議員の派遣について

○議長(阿部六平君) 追加日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員会で調整されておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、大槌町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付の平成25年度議員派遣一覧表のとおり、本議会から議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) 異議なしと認めます。よって、本議会から別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで、用地建築課長から発言を求められておりますので、発言を許します。用地建築課長。

○用地建築課長(西迫三千男君) 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

内容は、町営住宅の条例改正についてであります。去る3月26日に開催されました政務調査会におきましても説明しておりますけれども、改めてご説明申し上げます。

3月7日当議会におきまして、大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例に関しましてご提案申し上げたところ、三浦議員のほうから第5条入居者資格という項目でございますけれども、項目で当該災害の発生の日から3年を経過した後は15万8,000円という、いわゆる収入基準を申し上げました。この項目について議員のほうから、3年経過したらどうなるんだというご質問に対しまして、私は私見ながらということで公営住宅の建設の状況にもよりますけれども、国から何らかの指導があるものと答弁をさせていただきました。平たく申し上げますと、基本的な公営住宅でございますので基本階層、いわゆる税控除後の所得は月収に対しまして15万8,000円以下と定めております。ただ震災から3年間は、この収入の月収を裁量階層ということで21万4,000円まで引き上げております。この項目につきまして正確には、特例措置といたしまして区域それから目標それか

ら取り組み内容をうたいました復興推進計画に記載された災害公営住宅の建設等が完了するまでの間最長10年間でございます、入居者資格要件を緩和するという法文が23年12月24日に成立しております。ということから、しかしながら大槌町ではこの復興推進計画は策定しておりません。けれども、被災自治体共通の課題でございますので、県が一括して復興庁のほうに提出して現在審査中であるということを経県から報告を受けております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（阿部六平君） これで、本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成25年第2回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さんでございました。

閉 会 午後4時14分

上記平成25年第2回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員